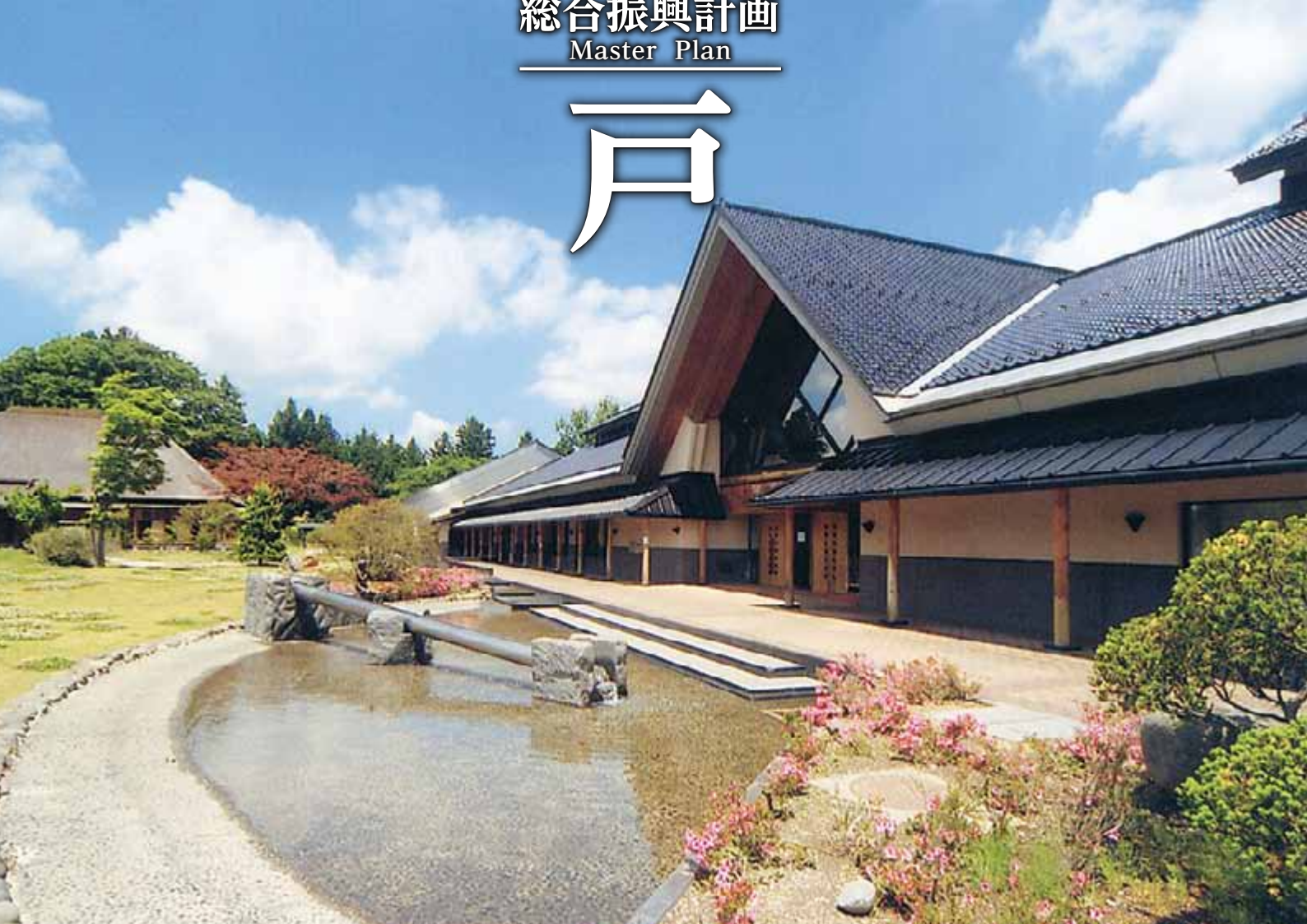




五

第2次五戸町
総合振興計画
Master Plan

戸





はじめに

本町は、平成16年の合併時に「新五戸町総合振興計画」を策定し、「みんなで創る活気あるまちごのへ」を将来像として、10年間にわたりまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、我が国の社会経済状況は、成長拡大型経済からの転換、人口増加社会から高齢化による人口減少社会への転換など、大きく変化してきております。

町でも、昭和35年をピークに人口は減少を続けており、近年は急速な少子高齢化の進行が見られ、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっております。

このような状況の中、「新五戸町総合振興計画」が、平成26年度末をもって終了することから、目指す将来のまちの姿や基本的な行政の取り組みを定め、住民と行政がともに進めるまちづくりの指針となる、平成27年度から10年間の「第2次五戸町総合振興計画」を策定いたしました。

本計画では、少子高齢化への総合的な取り組みを推進するとともに、魅力ある地域づくりの施策を重点的に展開して、町の将来像「人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 ごのへ」を目指しますので、町民の皆様の町政に対するこれまで以上の積極的な御参加と御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの町民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに厚くお礼申し上げますとともに、御多忙の中、御審議をいただきました総合振興計画審議会委員の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

平成27年11月

五戸町長 三浦正名

五戸町民憲章

1. 私たちは、郷土を愛し
清潔で美しい町をつくります。
2. 私たちは、心と体をきたえ
健康で明るい町をつくります。
3. 私たちは、善意をひろめ
人情あつく温かい町をつくります。
4. 私たちは、生きがいを持ち
豊かで活力のある町をつくります。
5. 私たちは、伝統を重んじ
教育と文化のかおる町をつくります。

昭和59年8月30日制定



町の木「オンコ(イチイ)」

イチイ科の常緑針葉樹。材は優秀で、建材・家具・彫刻材などに用いられ、当地方では古くから生垣や床柱として利用されています。

呼び方の“オンコ”はアイヌ語からでたものと言われています。

(昭和50年7月1日制定)



町の木「赤松」

赤松は、この地方の風土に適した常緑針葉樹で、古くから建築用の木材として利用されている他、観賞用の庭木や盆栽等に広く愛用されています。

(平成16年7月1日制定)



町の花「キク」

キクは、東洋の最も古い観賞植物で、当地方には隆盛期の江戸時代に伝わってきたと思われます。観賞用として受け継がれている五戸菊と称するものが数種あります。

(昭和50年7月1日制定)



町の鳥「白鳥」

白鳥は、数年前から飛来してきており、非常にめでたいものとされています。羽数はまだ少ないものの、もっと飛来してくるような自然豊かな町にしていきたいという願いを込めています。

(平成16年7月1日制定)

目 次

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付けと役割	1
3 計画の構成と期間	2
第2章 五戸町の特性とこれからの課題	3
1 地勢・歴史	3
2 人口・世帯	5
3 産業	7
4 住民の生活・町財政	9
5 まちづくりへの住民意識	10
6 時代潮流とこれからのまちづくりの方向性	16

第2部 基本構想

第1章 将来像	21
1 まちづくりの基本的な考え方	21
2 10年後の五戸町（将来像）	22
第2章 まちづくりのフレーム	23
1 人口指標	23
2 土地利用方針	24
第3章 施策大綱	25
◎ 施策体系	25
基本目標1：人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち	26
基本目標2：交流と賑わいを興す農・商・工併進のまち	27
基本目標3：誰もが元気で安心して子どもを産み育てられるまち	28
基本目標4：五戸の未来を創造する人と文化を育むまち	29
基本目標5：安定した行財政運営による持続可能なまち	30
基本目標6：五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち	31

第3部 基本計画

序章 基本計画について	33
第1章 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち	34
施策1-1 土地利用・整備	36

施策1-2	住環境・生活空間	38
施策1-3	道路・交通網・情報基盤	40
施策1-4	上下水道	43
施策1-5	環境保全・循環型社会	45
施策1-6	消防・救急体制・防災	47
施策1-7	防犯・交通安全（暮らしの安全）	49
第2章	交流と賑わいを興す農・商・工併進のまち	51
施策2-1	農林畜産業	53
施策2-2	観光業	57
施策2-3	商工業	59
施策2-4	雇用対策・新たな産業の育成	61
第3章	誰もが元気で安心して子どもを生み育てられるまち	63
施策3-1	健康・保健衛生	66
施策3-2	高齢福祉	68
施策3-3	障がい福祉	71
施策3-4	子育て支援	73
施策3-5	地域福祉	75
施策3-6	医療	77
施策3-7	保険・年金	79
第4章	五戸の未来を創造する人と文化を育むまち	81
施策4-1	幼児・学校教育	83
施策4-2	生涯学習	85
施策4-3	スポーツ・レクリエーション	87
施策4-4	地域文化の振興	89
第5章	安定した行財政運営による持続可能なまち	91
施策5-1	行財政運営	92
施策5-2	広域行政・広域連携	94
第6章	五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち	96
施策6-1	地域コミュニティ・協働によるまちづくり	98
施策6-2	人権・男女共同参画	101
施策6-3	地域間交流	103
資料編		105



第 1 部 序 論

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

五戸町（以下、「本町」とします。）では、平成16年の合併による“新五戸町”の誕生以降、これまで平成26年度を目標年度とした総合振興計画において、「みんなで創る、活気あるまち への」を将来像としたまちづくりを推進し、農工併進の町として、さらなる発展を遂げる時期を迎えています。

「第2次五戸町総合振興計画」（以下、「本計画」とします。）では、これまでの取り組み状況や現在の本町の状況、取り巻く社会情勢等を勘案しながら、これからのまちの目指すべき方向性を明確化することで、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、協力・連携体制のもとに、まちづくりの計画的かつ着実な実行を図ることを目的とします。

2 計画の位置付けと役割

総合振興計画は、町政の最上位計画に位置付けられ、私たちが目指す将来のまちの姿や基本的な行政の取り組みを定める10年間の長期計画であり、住民と行政がともに進めるまちづくりの指針となるものです。

一方で、町ではこれまでも住民福祉、環境共生、生活基盤、行財政運営等、それぞれの分野における法制度の制定・改正や直面する課題に対応するために、町政運営上、必要に応じて多くの計画（プラン）を策定しています。

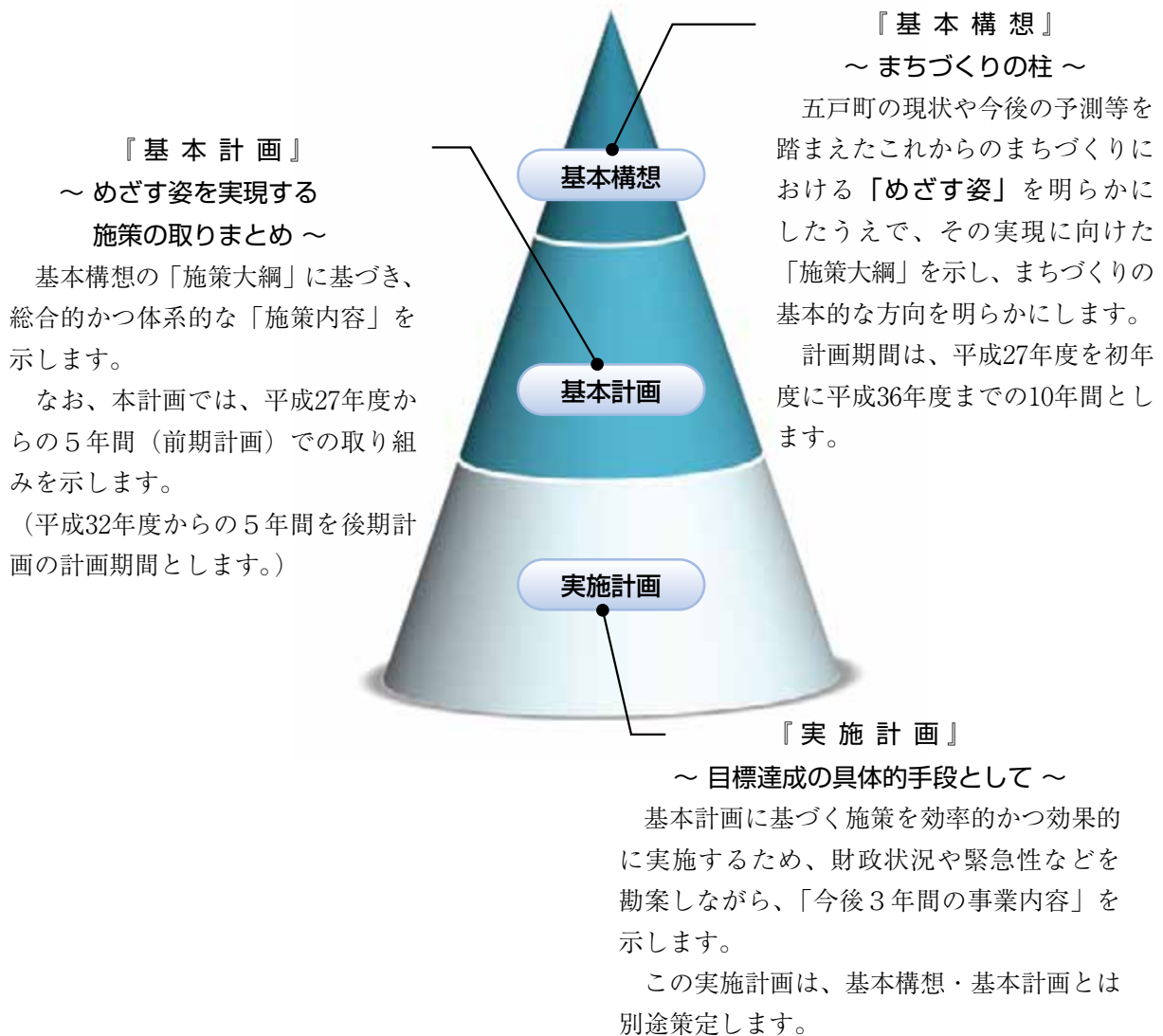
これらの各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置付けます。

3 計画の構成と期間

1. 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成します。
各計画の役割及び計画期間は、次のとおりです。

図表 計画の構成



2. 計画期間

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

[基本構想]	平成27年度～平成36年度
[基本計画]	前期 平成27年度～平成31年度
	後期 平成32年度～平成36年度

第2章 五戸町の特性とこれからの課題

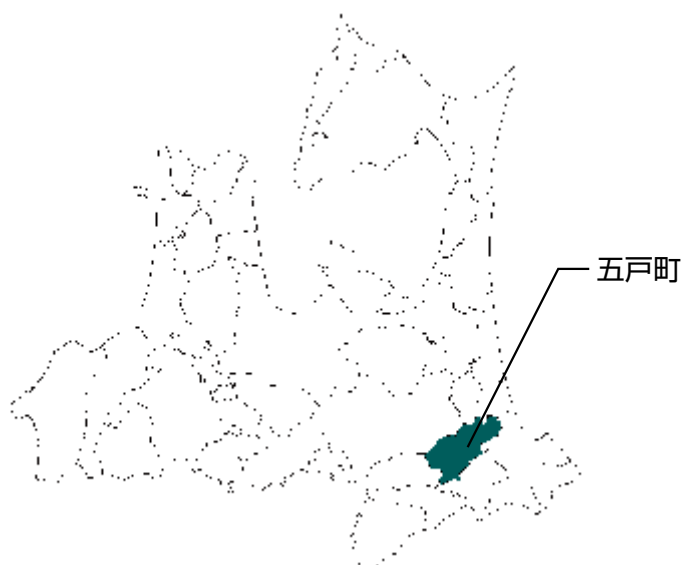
1 地勢・歴史

1. 位置・地勢

本町の位置は、三戸郡の東北部に位置し、東西約20.7km、南北約18.6kmにわたり広がる北西・南東方向に長いほぼ楕円形の形状を成し、総面積177.67km²を有しており、東は八戸市、西は新郷村、南は南部町、北は十和田市・六戸町・おいらせ町と接しています。

気候は、北東北に位置しながらも、年間を通して寒暖の差が比較的小さく、積雪が少ない、穏やかな気候に恵まれています。

図表 本町の位置



地勢は、戸来岳に水源を發し太平洋に注ぐ五戸川と、新郷村温泉沢に水源を發し馬淵川に注ぐ浅水川の2本の川が、ほぼ並行して町を貫流しており、この2つの川を挟んで集落が形成されています。

平坦部は、水利を得て水田が開け、奥羽山脈の東に發達した穏やかな丘陵地帯は畑や果樹園等に利用されています。

2. 歴史

本町は、古くから馬産地として知られ、文治5年（1189）、甲斐国南部三郎光行が、軍功によって糠部（今の青森県三八・上北地方等）の五郡を授けられたのがいわゆる南部氏の始まりであり、この糠部地方が軍馬の育成に適していることから、九つの戸（牧場）に分け、さらに、東西南北に分けた四門九戸の牧場制が敷かれ、ここから五戸の地名が誕生したといわれており、史書に残る最も古い記述では、寛元4年（1246）、鎌倉幕府の執権、北条時頼が左衛門尉平盛時に下した知行状に「陸奥国糠部五戸」という記述がみられます。

明治22年4月、町村制施行により五戸村となり、大正4年11月に町制を施行して「五戸町」が誕生しました。昭和30年7月には、五戸町、川内村及び浅田村が合併し、さらに野沢村手倉橋、豊崎村豊間内の一部を編入。平成16年7月には、平成の合併としては県内第1号として五戸町、倉石村の合併により、新五戸町が誕生し、現在に至っています。

3. 地域特性

本町は、豊かな自然の恵みとして米、りんご、野菜を基幹作物として葉たばこ、畜産等との複合経営による農業が基幹産業となっていますが、八戸地区新産業都市の指定を受けて以来、地蔵平工業団地に企業誘致を進め、農工併進の町として発展の一途をたどっており、工業と農業が融和した特色ある地域への発展が期待されています。

また、「3S（「坂」、「サッカー」、「桜肉（馬肉）」）」、「倉石牛」、「青森シャモロック」等、様々な魅力ある地域特性を有しています。

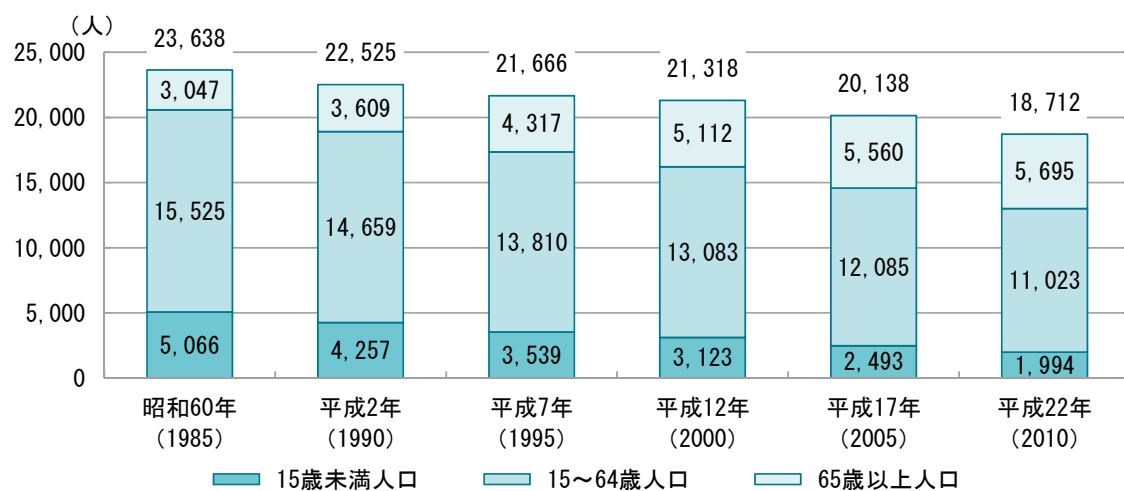
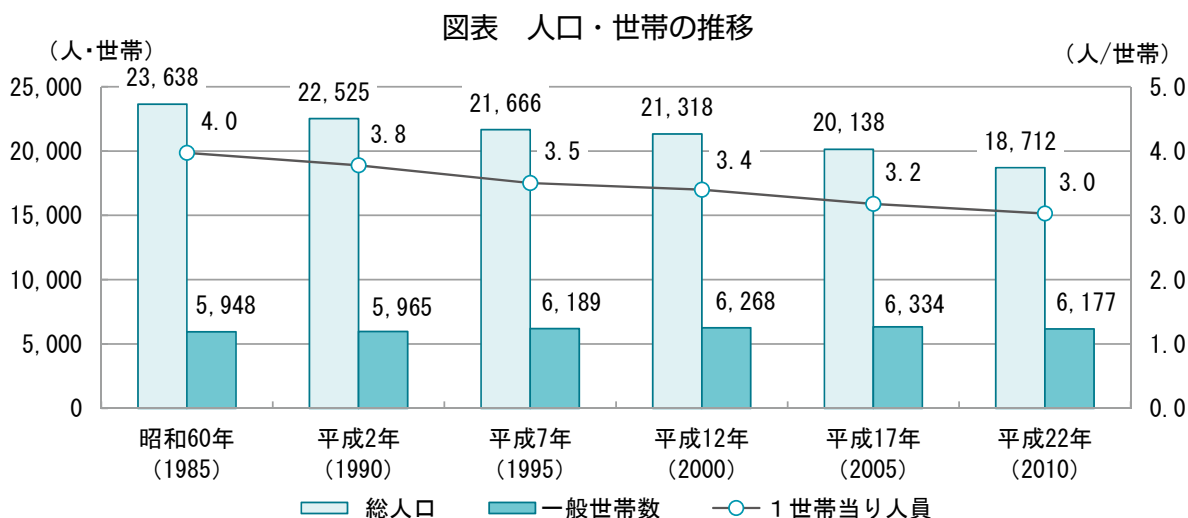


2 人口・世帯

1. 人口・世帯数の推移

国勢調査による昭和60年以降の本町の総人口の推移をみると、人口は減少傾向にあり、平成22年には18,712人となっています。

また、平成17年まで世帯数は増加傾向にありましたが、平成22年の一般世帯数は6,177世帯と減少に転じており、1世帯あたりの世帯人員についても3.04人と核家族化の進行がうかがえます。



(単位：人・世帯・人/世帯)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
総人口	23,638	22,525	21,666	21,318	20,138	18,712	
年齢別	年少人口	5,066	4,257	3,539	3,123	2,493	1,994
	生産年齢人口	15,525	14,659	13,810	13,083	12,085	11,023
	老年人口	3,047	3,609	4,317	5,112	5,560	5,695
一般世帯数	5,943	5,953	6,100	6,260	6,338	6,165	
1世帯あたり人員	3.98	3.78	3.55	3.41	3.18	3.04	

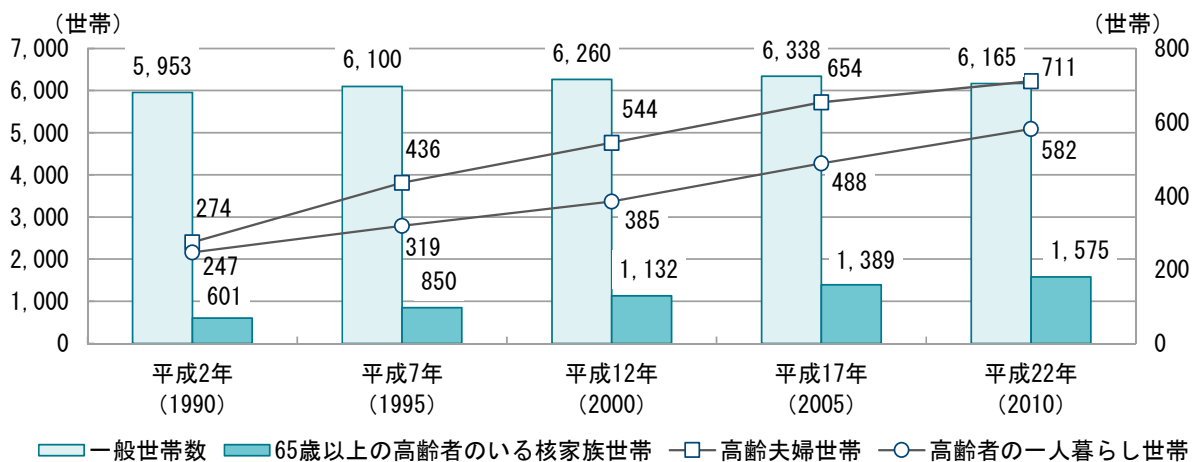
資料：国勢調査

2. 世帯の状況

国勢調査による本町の高齢世帯の状況をみると、高齢化の進行とともに、高齢者のいる世帯も増加しており、平成22年の65歳以上の高齢者のいる核家族世帯数は、1,575世帯となっています。

また、高齢夫婦世帯、高齢者の一人暮らし世帯についても増加がみられ、平成2年時点と比較すると、平成22年の高齢夫婦世帯、高齢者の一人暮らし世帯は、当時の2倍以上となっており、一般世帯に占める割合は、いずれも1割を占めています。

図表 世帯の状況



(単位: 世帯)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	5,953	6,100	6,260	6,338	6,165
65歳以上の高齢者のいる核家族世帯	601	850	1,132	1,389	1,575
高齢夫婦世帯	274	436	544	654	711
高齢者の一人暮らし世帯	247	319	385	488	582
(参考) 高齢化率	16.0%	19.9%	24.0%	27.6%	30.4%

資料: 国勢調査

3 産業

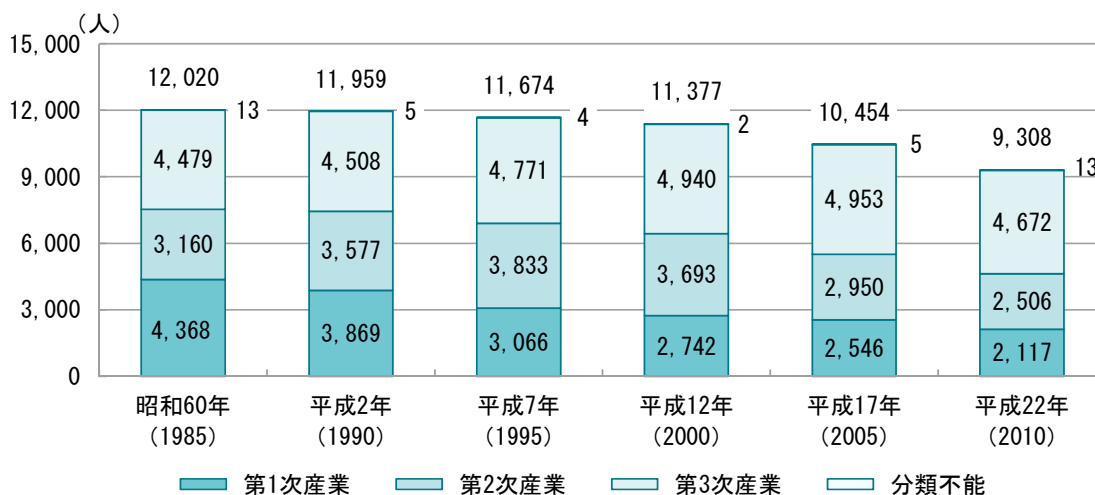
1. 産業別就業者数

本町の産業は、農林畜産業及び商工業であり、農林畜産業では、野菜を中心とした複合経営、商工業では、町内に3か所ある工業団地による内陸型工業が挙げられます。

国勢調査による昭和60年以降の本町の産業別就業者数の推移では、各産業で就業者数は減少を続けており、平成22年の就業者人口は9,308人となっています。

各産業別では第3次産業の就業者においても減少がみられます。第3次産業では、平成7年に増加がみられますが、その後は減少に転じ、平成17年10月1日時点での第3次産業就業者は、全就業者の62.7%にあたる934人となっています。

図表 産業別就業者数の推移



(単位：人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
就 業 者 数	12,020	11,959	11,674	11,377	10,454	9,308	
産 業 別	第1次産業	4,368	3,869	3,066	2,742	2,546	2,117
	第2次産業	3,160	3,577	3,833	3,693	2,950	2,506
	第3次産業	4,479	4,508	4,771	4,940	4,953	4,672
	分類不能	13	5	4	2	5	13

資料：国勢調査

※ 第1次産業：農林業等、自然の恩恵を活用した産業

第2次産業：製造業や建築業、工業等、第1次産業で生産した原材料を加工する産業

第3次産業：主にサービス業（小売・運送・教育・介護・医療等）、第1次、第2次産業のいずれにも該当しない産業

2. 町内総生産

町内総生産では、平成6年以降、年々減少傾向しており、平成23年度の町内総生産は、43,408百万円であり、平成19年（5年間）の比較では6.3%減少しており、人口の減少に伴い、各産業における地域経済への波及性は減少していることがうかがえます。

図表 町内総生産の推移（平成19年度～平成23年度）

（単位：百万円）

産業別	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1次産業		6,538	6,130	5,599	6,216	5,993
農業		6,353	5,932	5,423	6,029	5,796
林業		185	198	175	187	198
水産業		0	0	0	0	0
第2次産業		10,005	9,608	10,472	8,503	10,342
鉱業		379	488	413	513	475
製造業		6,503	6,278	7,026	4,820	6,320
建設業		3,124	2,841	3,034	3,171	3,548
第3次産業		29,762	28,177	27,809	27,573	27,072
電気・ガス・水道業		1,017	922	1,019	997	807
卸・小売業		2,463	2,399	2,435	2,493	2,577
金融・保険業		1,123	718	678	675	651
不動産業		7,077	6,859	6,890	6,884	6,889
運輸業		2,711	2,330	2,301	2,188	2,036
通信業		124	109	101	93	92
サービス業		6,956	6,866	6,929	6,973	6,970
政府サービス生産者		7,443	7,139	6,670	6,449	6,203
対家計民間非営利 サービス生産者		847	836	787	821	848
町内総生産		46,305	43,915	43,880	42,293	43,408

資料：市町村民経済計算

4 住民の生活・町財政

1. 住民所得

住民所得の推移状況を見ると、本町全体の平成23年度における住民1人当たりの所得は2,023千円と県平均2,333千円に比較すると86.7%と低い所得水準であり、推移はほぼ横ばいであるものの、県平均と比較すると依然として所得格差が大きいことがうかがえます。

図表 1人当たり住民所得の推移（平成19年度～平成23年度）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
町 全 体	2,075	1,939	1,973	1,950	2,023
県内市町村平均	2,398	2,250	2,261	2,333	2,333

資料：市町村民経済計算

2. 町の財政の状況（普通会計の歳入・歳出の状況）

財政の状況を見ると、平成24年度の普通会計決算額は、歳入9,489,602千円、歳出9,166,285千円で、平成22年度と比較するとそれぞれ△9.1%、△10.3%となっているほか、財政力指数は、平成22年度の0.28から平成24年度には0.26と下降に転じており、引き続き、財政計画等に基づき、行財政運営の安定化、健全化を図っていく必要があります。

図表 財政の状況（平成22年度～平成24年度）

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歳入総額 (A)	10,441,474	9,881,253	9,489,602
歳出総額 (B)	10,221,073	9,625,682	9,166,285
歳入歳出差引額 (C) (A-B)	220,401	255,571	323,317
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	52,152	72,671	39,910
実質収支 (C-D)	168,249	182,900	283,407
財政力指数	0.28	0.27	0.26
公債費負担比率	20.1	19.6	19.5
実質公債費比率	21.7	19.7	18.0
経常収支比率	84.6	85.0	83.7
将来負担比率	108.1	95.3	81.3
地方債現在高	10,357,257	10,379,550	10,353,957

資料：市町村別決算状況調

5 まちづくりへの住民意識

1. 五戸町の魅力や住みやすさ、定住意向について

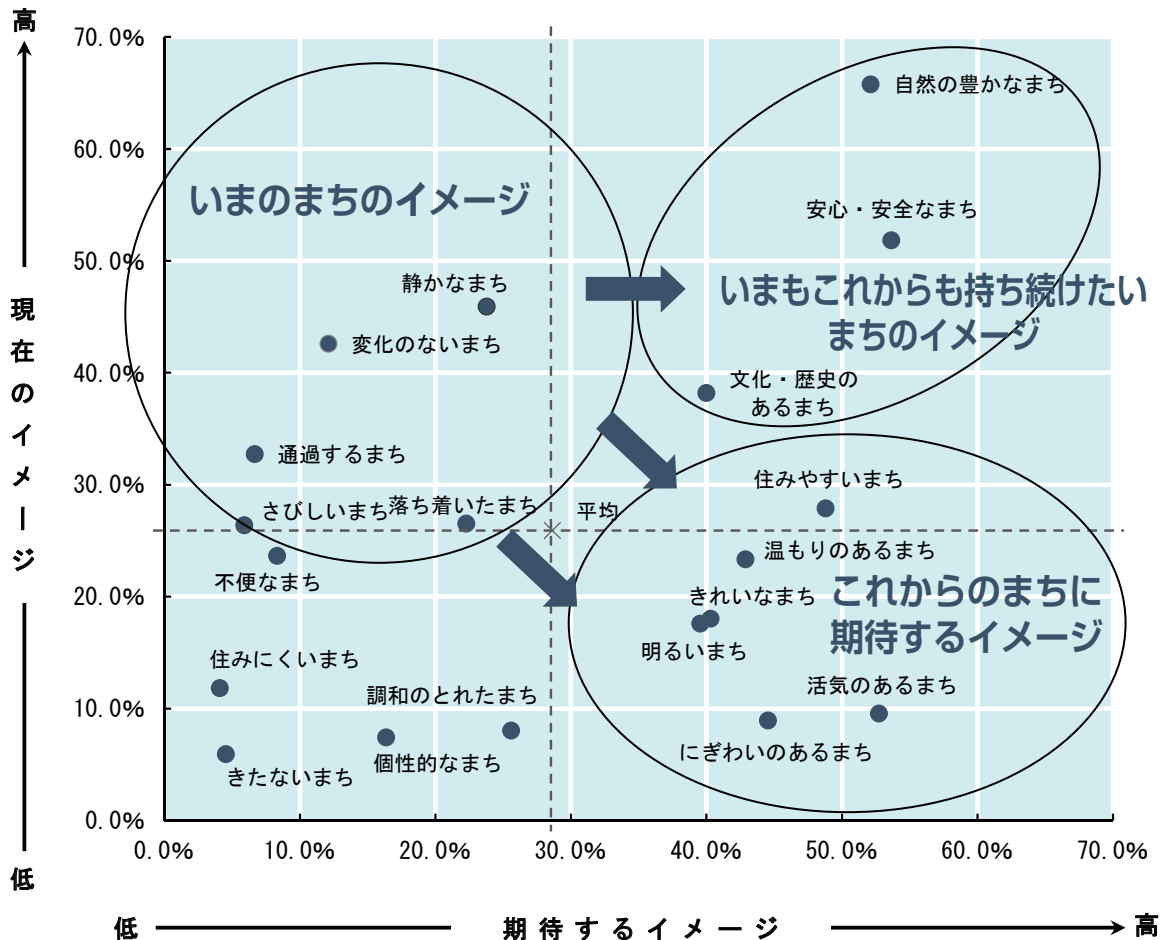
本計画策定にあたって、アンケートを行いました。
 本町の新たなまちづくりを進めるための主な住民意識をまとめます。

(1) いまとこれらからのまちのイメージ

本町のイメージについて、「自然の豊かなまち」、「安心・安全なまち」「文化・歴史のあるまち」は、現在のイメージ、期待するイメージともに上位にあり、“いまもこれからも持ち続けたいまちのイメージ”として位置付けられます。

また、「静かなまち」、「変化のないまち」、「通過するまち」、「さびしいまち」、「落ち着いたまち」といった“いまのまちのイメージ”から「住みやすいまち」、「温もりのあるまち」、「きれいなまち」、「明るいまち」、「にぎわいのあるまち」、「活気のあるまち」といった“これからのまちに期待するイメージ”へ変えていきたい意向がうかがえます。

図表 いまとこれからのまちのイメージ



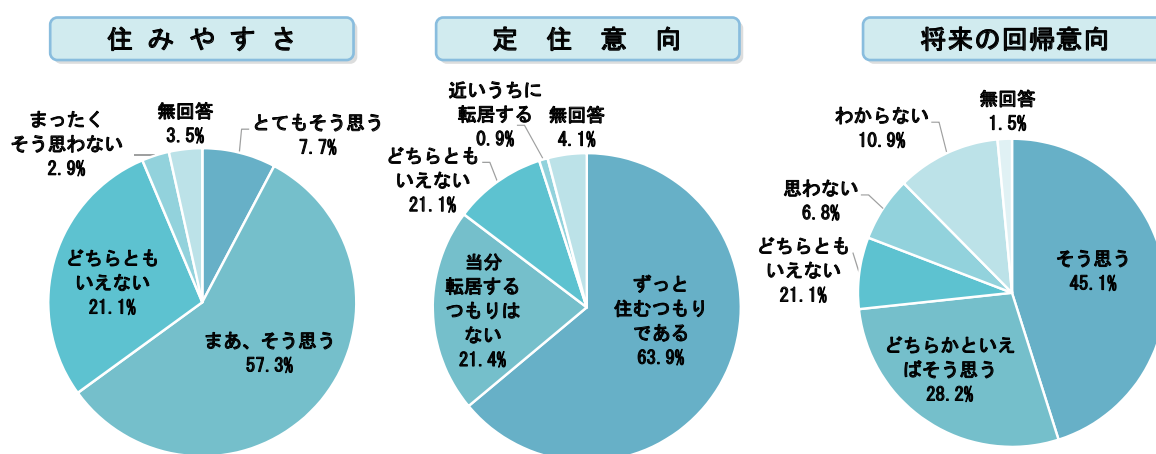
(2) まちの住みやすさ・定住意向

本町の住みやすさについては、「とてもそう思う」(7.7%)、「まあ、そう思う」(57.3%)を合わせた7割近い住民(65.0%)は“暮らしやすい”と感じています。

また、住民のこれからも住んでいたいと思うか(定住意向)については、6割以上(63.9%)が「ずっと住むつもりである」と回答しています。

なお、小中学生の就職や進学で、まちを離れた場合、将来本町に戻ってきたいか(回帰意向)については、「そう思う」が45.1%と最も多くなっています。

図表 まちの住みやすさ・定住意向・将来の回帰意



住み続けたい・転居したい理由についてみると、住み続けたい理由では「自然環境に恵まれている」「治安がよい」といった“地域性”を挙げている一方、転居したい理由では、「買い物や生活に不便」、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」といった“利便性”を上位に挙げています。

図表 住み続けたい・転居したい理由

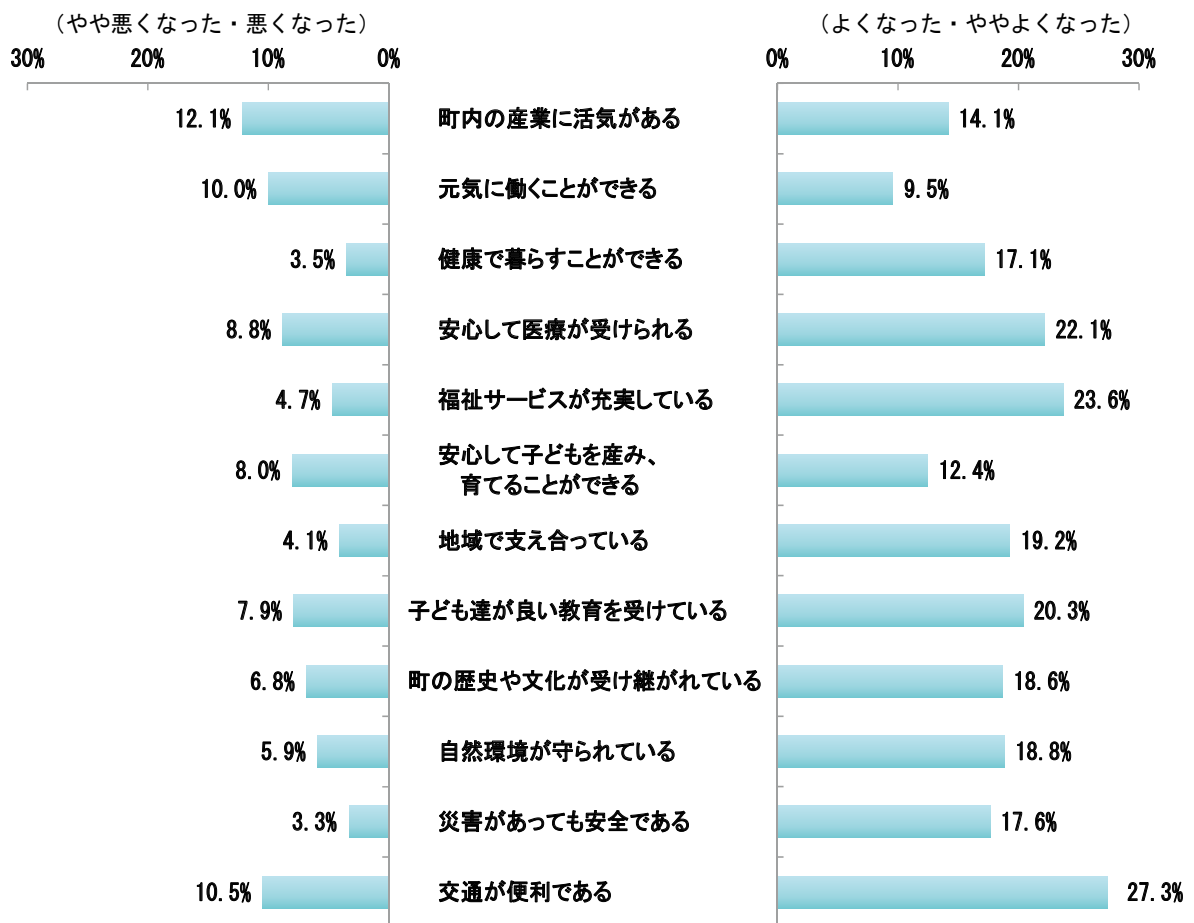
住み続けたい理由：回答数 563 人	転居したい理由：回答数 70 人
第1位 自然環境に恵まれている	第1位 買い物や生活に不便
第2位 特に転居したいところがない	第2位 交通の便が悪い、通勤・通学に不便
第3位 治安がよい	第3位 仕事・学校・家庭の事情
第4位 地域での人間関係がよい	第4位 行政サービスがよくない
第5位 親が町内に住んでいる	第5位 住宅事情がよくない

2. まちづくりへの取り組みについて

(1) まちづくりへの取り組み状況・評価

アンケート調査でのまちづくりへの評価として、“よくなった”、“ややよくなった”項目として上位に挙がっている項目は、「交通が便利である」(27.3%)、「福祉サービスが充実している」(23.6%)、「安心して医療が受けられる」(22.1%)が上位に挙がっています。

図表 まちづくりへの取り組み状況・評価



(2) 各分野で求められる重要な取り組み

各分野での重要な取り組みとして上位に挙がっている項目は、次のとおりです。

◎ 生活環境分野での取り組みについて

生活環境：自然と共生した生活の質の向上

- ・重要な取り組みとしては、「ごみの減量化と資源のリサイクル化の推進」、「下水道整備、生活雑排水の処理」、「ごみの不法投棄の未然防止」といった生活に関連することや景観・周辺環境に関することが望まれており、環境負荷の少ない生活と自然環境の保全が必要とされています。

図表 生活環境分野での重要な取り組み

● 「生活環境」について（重要な取り組み）		
第1位	ごみの減量化と資源のリサイクル化の推進	42.4%
第2位	下水道の整備、生活雑排水処理の充実	38.9%
第3位	ごみの不法投棄の未然防止、監視活動の強化	37.9%

◎ 保健福祉分野での取り組みについて

保健・医療・福祉：予防を前提とした健康づくり・多様な支援と医療体制の充実

- ・健康づくりでは、予防体制の充実や、「早期発見のための予防健診体制」、「体力づくりのための施設充実」、「生活習慣病の予防などに関する情報提供、相談体制の充実」についての取り組みが重要とされています。
- ・高齢者や障がいのある方への支援では、「在宅福祉サービスの向上」、子育て支援では、「多様な受け入れ体制の充実」への取り組みが望まれています。
- ・医療では「休日・夜間などいつでも医療が受けられる体制の充実」が重要とされています。

図表 保健福祉分野での重要な取り組み

● 「健康づくり」に関して（重要な取り組み）		
第1位	健康維持や病気などの早期発見のための予防健診体制の充実	66.8%
第2位	気軽に利用できる体力づくりのための施設の充実	41.1%
第3位	健康づくりのお知らせや生活習慣病の予防などに関する情報提供、相談体制の充実	36.2%

● 「高齢者」や「障がいのある方」への支援について（重要な取り組み）		
第1位	寝たきりの方やひとり暮らしの高齢者、障がいのある人に対する在宅福祉サービスの向上	57.9%
第2位	自立生活に向けた生活支援サービスの充実	45.3%
第3位	特別養護老人ホームやグループホームなど、施設の充実	38.8%

● 「子育て支援」について（重要な取り組み）		
第1位	保育時間の延長、一時保育などの多様な受け入れ体制の充実	55.8%
第2位	子どもの居場所を確保する放課後児童クラブの充実	47.3%
第3位	妊産婦や新生児・乳幼児の支援を行う保健活動等の充実	38.2%

● 「医療」について（重要な取り組み）		
第1位	休日・夜間などいつでも医療が受けられる体制の充実	72.6%
第2位	高齢者などへの在宅医療の充実	54.8%
第3位	妊産婦や子どもが安心して医療が受けられる体制の充実	43.9%

◎ 産業分野での取り組みについて

産業振興：雇用と人材の確保、産業間の連携

- ・町の活性化に向けた重要な取り組みとして「若者の定住促進や雇用機会の確保」、「優良企業の誘致や新たな産業の育成、支援」、「地場産業や地元商店の活性化」が挙げられています。
- ・農林畜産業や観光、商業では、“新しい加工技術や商品の販路、流通ルートの開拓”、“産業間の連携”（生産・加工・販売の連携：*6次産業の展開）による産業振興が重要とされています。

*6次産業：（1次産業）×（2次産業）×（3次産業）＝6次産業
 農家等が生産（1次産業）から加工（2次産業）・流通販売（3次産業）までを手掛ける経営の形。

図表 産業分野での重要な取り組み

● 「まちの活性化」について（重要な取り組み）		
第1位	若者の定住促進や雇用機会の確保	73.5%
第2位	優良企業の誘致や新たな産業の育成、支援	54.7%
第3位	地場産業や地元商店の活性化	54.2%

● 「農林畜産業振興」について（重要な取り組み）		
第1位	農林畜産物を利用した新しい加工技術や商品の販路、流通ルートの開拓	58.6%
第2位	農林畜産後継者・新規就業者の育成やヘルパーなどによる労働力の確保	53.8%
第3位	農林畜産物ブランド化や付加価値（健康、環境、安全など）の高い作物への取り組み	46.5%

● 「観光振興」について（重要な取り組み）		
第1位	特産品や食の魅力の強化	63.8%
第2位	イベントや祭りの充実	37.0%
第3位	既存の観光施設の有効活用	33.2%

● 「商工業振興」について（重要な取り組み）		
第1位	農業や観光と連携した商業の振興	48.0%
第2位	優良企業の誘致	45.8%
第3位	空き地、空き店舗の活用	43.3%

◎ 教育・文化分野

教育・文化：人間性・社会性を育む教育と、多くの住民が参加できる機会の確保

- ・学校教育では「豊かな人間性、広い社会性を育む活動の充実」が比較的重要とされています。
- ・生涯学習・スポーツ、文化活動では、「多くの住民が参加できる文化・スポーツイベントの企画・開催」、「まちづくりに貢献できる人材の育成」、「各種講座や催し物、施設などに関する情報提供の充実」が望まれています。

図表 教育・文化分野での重要な取り組み

● 「学校教育」について（重要な取り組み）		
第1位	豊かな人間性、広い社会性を育む活動の充実	57.4%
第2位	学校でのいじめ、不登校や心の問題などへの対応強化	48.3%
第3位	学校、地域、家庭の連携強化	39.1%

● 「生涯学習・スポーツ、文化活動」について（重要な取り組み）		
第1位	多くの住民が参加できる文化・スポーツイベントの企画・開催	37.9%
第2位	まちづくりに貢献できる人材の育成	35.5%
第3位	各種講座や催し物、施設などに関する情報提供の充実	33.6%

◎ 行財政運営

行財政・まちづくり：自律へ向けた住民との情報の共有

- ・行財政運営に関しては、「事務手続きの簡略化・スピード化」、「町職員の能力の向上と適正な配置」、「町の事業や業務の整理・合理化」が望まれています。

図表 行財政運営での重要な取り組み

● 「行財政改革」について（重要な取り組み）		
第1位	事務手続きの簡略化・スピード化（1か所で手続きの済む窓口サービス、電子化など）	44.4%
第2位	町職員の能力の向上と適正な配置	41.8%
第3位	町の事業や業務の整理・合理化（統廃合、民間委託など）	36.7%

6 時代潮流とこれからのまちづくりの方向性

1. 時代潮流と求められる取り組み

21世紀に入って10数年が経過し、国内外を取り巻く社会・経済情勢は、大きな変革の時期を迎えています。

本町においても、こうした時代の流れを的確に捉え、時代の変化に対応した今後のまちづくりを進めていくために、次のような点に着目する必要があります。

(1) 人口減少・少子高齢化

わが国は、世界でも類をみないほど少子高齢化が急速に進み、その結果、人口は減少に転じ、いよいよ人口減少時代に突入したといえます。

人口減少がこのまま進行した場合、地域経済規模や労働力人口の減少、担い手不足による地域の活力や機能の低下等、様々な影響が懸念されることから、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で人口減少を前提とした対応が必要となっています。

国においても子ども支援について新たな制度や仕組みを構築するなど、少子化への総合的な対策が進められているほか、高齢化の進行に対しても、「団塊の世代」が75歳を迎える「2025年問題」に備え、社会構造のあらゆる改革を進めているところです。

(2) 社会情勢・経済

経済活動のグローバル化やソフト化、サービス化、情報化等の影響を受けて旧来の規格大量生産型、労働集約型の産業構造から、高付加価値型、知識集約型へと転換が進みつつあり、あらゆる産業分野において、より高い専門性や技術が求められてきています。

一方で、経済社会全体の国際化が進んでおり、*T P P（環太平洋連携協定）のような多国間貿易協定への参加に向けた動きが顕在化し、特に農業分野では、経済的発展と国内農業保護・振興をどう両立していくかの議論が高まっています。

また、食料の安全性や事業活動全般にわたる環境負荷の軽減といった観点が競争力として重視されること、地域性を前面に出した商品やサービスが注目されるなど、地域産業にとっての新たな方向性も見え始めています。

*T P P：

環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定。

太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資等ができるだけ自由に行き来できるよう、各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際約束（条約）として、現在交渉が行われています。

(3) 環境共生社会・循環型社会

私たちの生命を支える自然環境では、地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇等、地球的規模での環境問題が深刻化し、その影響が懸念されており、大企業から個人に至るまで、積極的な取り組みが求められています。

一方で、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所の事故後、原子力発電への依存による電力不足等を受け、太陽光、風力、バイオマス等の自然エネルギーが注目されており、現在の自然環境を保全し、次の世代へ手渡していくために、環境整備や教育など、幅広い分野で取り組みを展開していくことが求められます。

(4) 安全・安心に対する関心の高まり

世界各地で大規模な自然災害が多発している中で、国内でも東日本大震災等、大規模な自然災害が発生し、安全確保への意識が高まっています。

また、犯罪の増加や低年齢化、学校への不法侵入、食品の安全性の問題、さらには健康を脅かす感染症の発生等を背景に、安全・安心な地域づくりがこれまで以上に求められています。

(5) 価値観の多様化

経済力や、それに伴う生活水準、教育水準の高まり等を背景とした価値観や暮らし方の多様化の動きは、社会経済情勢の変動や高度化、複雑化する情報の影響などを受けてさらに進展しています。

一方で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）といった、これまで以上に生活の質を重視する傾向が強まる中で、一人ひとりの個性や能力が生かされ、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、その個性や活力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みが求められています。

(6) 地方分権・※協働によるまちづくり

平成12年の地方分権一括法を契機として、“地域のことは地域が決める”という、本格的な地方自治の時代に入りました。

これからは、国や県が定めた事業を行うだけでなく、自らの責任と判断で施策を実行していく、自主・自立的な行政運営を行える政策立案能力・行政執行能力が求められ、多様な人材の発掘・育成や組織体制の再編整備等、人材・組織両面にわたる行政能力の向上が必要となっています。

一方で、財源や人材を有効活用し、多様な地域課題に対応していくためにも、今後はまちづくりの過程や実践について、住民参画を促進し、これまで行政が担ってきた分野での活動推進とともに、行政と住民をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業との協働によるまちづくりを推進していくことが求められています。

※協働：

複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

ここでは、地域が抱える様々な課題に対して、住民と行政が協議し、役割を分担しながら解決していく取り組みや活動のことを言います。

2. 今後のまちづくりに向けた重点項目の整理

本町がさらなる発展を遂げるためには、産業振興や交通通信体系の整備、生活環境・福祉・教育・文化施設等の整備、既存施設の有効活用など、総合的な取り組みを推進するとともに、魅力ある地域づくりを推進するための諸施策をさらに推進し、豊かな自然環境と田園風景の中で、住宅や上下水道、公園等の居住環境や地域内外を結ぶ広域道路や生活道路などの交通環境が整備されるなど、住民が快適に暮らすことができるまちづくりを進め、定住環境の整備を図る必要があります。

(重点1) まちの活力や魅力の強化

○ 地域資源を活かし、まちの活力や魅力を高める

町の知名度の向上、交流人口の増加を図るためにも、自然景勝地や文化財、スポーツ施設、産直施設などの地域資源を活かし、まちの活力や魅力を一層高めていく必要があります。

○ 農林畜産・商工・観光の連携のとれた地域活性を図る

地域経済の活性を図るために、農林畜産・商工・観光の連携のとれた産業振興を図っていくことが必要です。

(重点2) 少子高齢化への総合的な取り組み

○ 安心して子どもを生み・育てる

若い世代の定住促進を図るためにも、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりに向けて、学校、地域、家庭等が一体となって子どもを育成するための環境づくりをしていくことが求められます。

○ 高齢化に対応したまちづくり

高齢化の急速な進行状況を踏まえ、支援や介護の必要な世帯の把握や支え合いのあり方を検討するなど、町内の人口構造に対応した、今後のまちづくりを総合的に進める必要があります。

(重点3) 暮らしやすい生活環境の確保

○ 誰もが暮らしやすさと安心を感じられる

自然と共生しながらも、身近な地域における様々な生活不安を軽減し、住民生活の基礎となる生活環境の整備も引き続き重要となります。

また、高齢者、障がい者に対応した誰もが自立を目指せる保健福祉環境への取り組みが求められます。

○ **自らの健康を維持・増進する**

住民の健康の維持増進を支える健康づくりを推進するとともに、地域及び広域医療機関と連携した安心できる医療提供体制の構築が重要です。

(重点4) 住民力・地域力の向上

○ **町内外・地域間・世代間等での交流を深める**

町内の地域間、世代間交流や近隣市町村をはじめ国内外の都市との交流を深め、まちの活力や魅力を内外への発信を図っていくことが重要です。

○ **地域で活躍する人材を発掘・育成する**

今後のまちづくりでは、様々な地域課題にきめ細く対応していくためにも、住民自治のあり方や担い手となる人材や団体の育成に取り組み、住民との協働によるまちづくりを推進する必要があります。

(重点5) 住民と行政による協働・自立

○ **住民と行政の相互連携・コミュニケーション**

住民や行政が協働のまちづくりを進めていくために、各種分野において、住民と行政とが一緒にまちを考え、行動し、創っていく必要があります。

そのため、職員が地域活動へ参加し、ともに行動するほか、住民と行政とのコミュニケーション機会を広げ、町政の透明性を一層確保するとともに、住民や企業の意見やニーズの把握、町政への反映を一層進めることが求められます。

○ **職員の意欲・能力を一層高める**

自立に向けた行財政運営を行うために、職員の意識や能力の一層の向上を図り、住民に信頼される職員を確保・育成する必要があります。

(重点6) 持続可能なまちづくり

○ **若い世代の定住促進**

少子高齢化に対応した地域づくりを推進していくためにも、諸施策の推進による若い世代の定住促進が重要となります。

○ **循環型の持続可能な環境のまちづくりを進める**

現在の町の環境を維持、継承していくためにも、環境に配慮した循環型の持続可能なまちづくりを進めていくことが求められます。

○ **安定した財政力の維持・向上を図る**

町の財政力を維持し、様々な諸課題に対応したまちづくりを推進していくためにも、効率的な行財政運営を行い、安定した財政力の維持・向上に努めることが今後も重要です。



第2部 基本構想

第2部 基本構想

第1章 将来像

1 まちづくりの基本的な考え方

豊かな自然環境に恵まれた本町では、先人達の英知とたゆまぬ努力によって、地域の農業や歴史・文化を連綿と育んできました。

その恩恵は、豊かな自然と恵みとして、馬産地として、さらには交通の要衝としての賑わいや人と人との交流を通して、まちの活力として脈々と受け継がれ、少子高齢化の進行等の様々な地域課題に直面しながらも、現在、“新五戸町”としてのスタートから10年を経過し、さらなる発展を遂げる時期を迎えています。

こうした中で、“みんなで創るまちづくり 第2章”となる本計画の新たなまちづくりの基本的な考え方を次のとおりとします。

1. “五戸町らしさ”を追求します

豊かな自然や歴史・文化、「3S（「坂」、「サッカー」、「桜肉（馬肉）」）」、「倉石牛」、「青森シャモロック」等、本町が有する地域資源を再認識し、有効活用を図るなど、新たなまちづくりでは“五戸町らしさ”を追求します。

2. “安心”と“魅力”を掘り起こします

まちに暮らす人、まちを訪れる人、このまちのすべての人が安心して過ごすことができるよう、また、「これからも暮らしたい」、「また訪れたい」といった地域の魅力を最大限に発揮できるように、これからのまちに求められる“安心”と“魅力”を掘り起こします。

3. “協働”と“自立”を基調としたまちづくりを推進します

子どもや若者、親、働く人、高齢者、地域活動団体、事業所等が、まちの発展につながる様々な分野で自らの持つ力を発揮できるように、“協働”と“自立”を基調としたまちづくりを推進します。

2 10年後の五戸町（将来像）

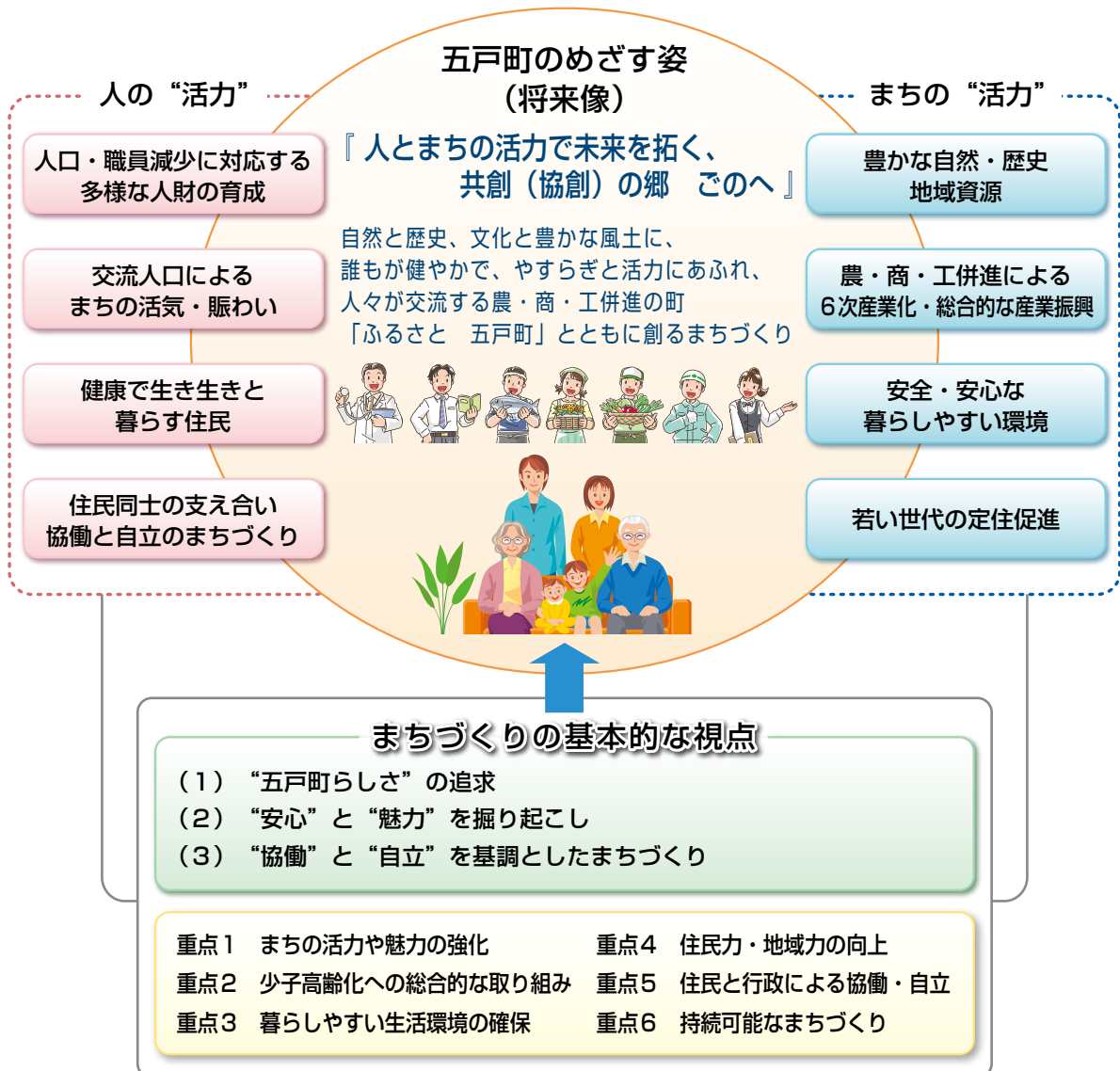
豊かな自然環境に恵まれた本町では、先人達の英知とたゆまぬ努力によって、地域の農業や歴史・文化を連綿と育んできました。

その恩恵は、豊かな自然と恵みとして、さらには交通の要衝としての賑わいや人と人との交流を通して、まちの活力として脈々と受け継がれています。

こうした中、“みんなで創るまちづくり 第2章”となる新たなまちづくりでは、私たち一人ひとりが、厳しい社会環境を認識し、それを乗り越え、未来へ向けて本町の良さを継承し、農・商・工併進の町としてさらに発展していくまち（ふるさと）を住民とともに創っていく必要があります。

そこで、人とまちの有する様々な「活力」に視点に置き、今後10年後に暮らしたいまちの姿（将来像）を『人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷ごのへ』とし、未来へ向けてさらに発展していくために、新たな“活気”とともに、誇りの持てるまち（ふるさと）をともに創ることを目指します。

図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ



第2章 まちづくりのフレーム

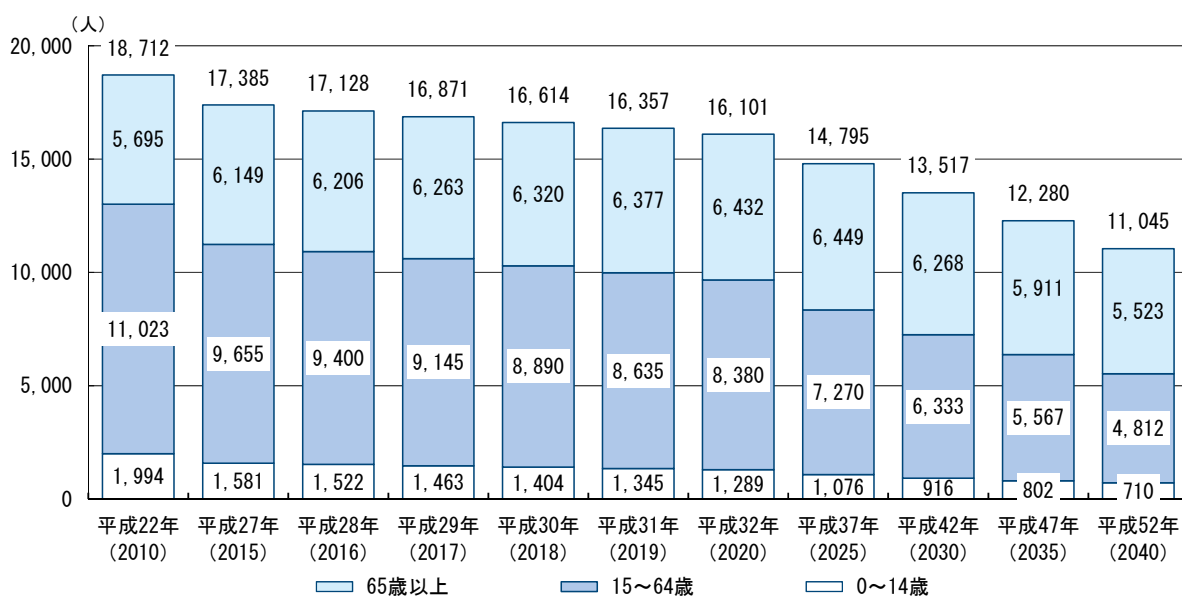
1 人口指標

国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。同様に、本町においても現状の推移では、さらなる人口減少が見込まれます。

国立人口問題研究所が平成25年3月に算出した人口推計によると、平成25年～平成30年にかけて約1,300人（各年平均260人）の減少が見込まれ、さらに長期的な推計としては、平成52年には、11,045人となることが見込まれています。

こうしたことから、新たな総合振興計画では、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、生活環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、定住促進等、様々な施策に積極的に取り組むことによって、著しい人口の減少に歯止めを掛けていくことが求められます。

図表 計画期間における人口推移の見通し（推計値）



資料：国立人口問題研究所

2 土地利用方針

土地は、住民生活及び産業等の様々な活動の基盤であり、将来にわたり住民のための限られた資源です。

このため土地利用では、次の視点をから、これからのまちづくりに即した持続可能な均衡ある発展を目指します。

1. 快適な居住環境を備えた定住促進

豊かな自然環境や地域の歴史や文化等の地域資源を有効活用しながら、若い世代をはじめ、誰もが快適な居住環境を備えた定住促進につながる環境づくりに取り組みます。

2. 生活の利便性の向上・交流人口の増加

道路や公共施設等の整備・改修にあたっては、日常生活の利便性の向上や住民同士の交流や観光等を通じた交流人口の増加につながる取り組みを推進します。

3. 少子高齢社会に対応したまちづくりの推進

引き続き進行が予想される少子高齢化に対応し、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが安全・安心して生活のできるまちづくりを推進します。

4. 町土の保全と安全性の確保

治山・治水事業の推進等、土地利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全と住民生活環境の整備を図り、町土の保全と安全性の確保を図ります。

また、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう、周辺の自然環境に配慮した整備に努めます。

5. 土地利用に関する法律等の適正な運用

国土利用計画法及び関連する土地利用関係法に基づく、計画的な土地利用の調整を図り、適正な土地利用を推進します。

第3章 施策大綱

◎ 施策体系



◎ 生活環境分野

基本目標 1：人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち

〔生活環境施策の大綱〕

まちの豊かな自然の恵みは、これからも残していきたい私たちの誇りです。

この自然環境を次代に引き継いでいくためにも、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを意識し、自然にやさしいまちづくりに取り組みます。

一方で、豊かな自然と快適で安全・安心な生活環境が融合する暮らしは、誰にとっても魅力的な暮らし方であり、高齢化の進行する本町においては、“これからも暮らしたいまち”にしていくためにも重要な取り組みです。

そのため、自然環境に配慮した土地利用を進めるとともに、消防・救急救命体制の整備や防災意識向上、道路の改良や交通の利便性の向上等、これからも快適で安全・安心に暮らしていくための生活基盤や環境整備に努め、自然のやすらぎと住民の暮らしがより良く調和した共生のまちづくりを進めます。

〔各施策での取り組み〕

- 施策 1-1 土地利用・整備
- 施策 1-2 住環境・生活空間
- 施策 1-3 道路・交通網・情報基盤
- 施策 1-4 上下水道
- 施策 1-5 環境保全・循環型社会
- 施策 1-6 消防・救急体制・防災
- 施策 1-7 防犯・交通安全（暮らしの安全）

◎ 産業振興分野

基本目標2：交流と賑わいを興す農・商・工併進のまち

〔産業振興施策の大綱〕

私たちのまちは、豊かな自然の恵みを資源とした農林畜産業、地蔵平工業団地を中心に展開された工業を中心に“農工併進の町”として発展を遂げてきました。

今後も地域経済に活気や賑わいを創出していくために、また、若い世代の定住を促進し、本町で生活できる基盤を形成するためにも産業振興への取り組みは欠かせません。

そこで、町内産業のさらなる発展に向けて、産業と文化まつりやイベント等を通じて、町の様々な地域資源や産品、技術を外部へ発信するなど、地場産業や中小企業の近代化、技術の高度化、経営の安定化に取り組みます。

また、豊かな自然や町内の様々な有形・無形の地域資源を活かした観光振興を図るほか、産業間での連携、強化に取り組み、生産から加工までを担う6次産業の創出等、地場産業の発展につながる取り組みを支援し、交流人口の拡大や地域経済の活性によって賑わいを興す農・商・工併進のまちづくりを推進します。

〔各施策での取り組み〕

- 施策2-1 農林畜産業
- 施策2-2 観光業
- 施策2-3 商工業
- 施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成



◎ 保健医療福祉分野

基本目標3：誰もが元気で安心して子どもを生き育てられるまち

[保健・医療・福祉施策の大綱]

少子高齢化社会がさらに進行する中で、住み慣れた地域において生きがいを持ち、安心して暮らせるためにも、それぞれの世代に応じた健康づくりの推進や子育て家庭が安心して子どもを生き育てることのできる環境づくりは、今後も重要な取り組みです。

そのため、保健活動を含めた生活習慣病予防や介護予防といった予防に重点を置いた健康づくりを推進するとともに、母子保健活動や子育て不安を解消するための子育て支援サービスの充実、子どもの成長をみんなで見守る体制づくり等、新たな子育て支援制度に基づく子ども・子育て支援施策を推進し、誰もが元気で安心して子どもを生き育てられるまちを目指します。

また、誰もが地域でその人らしい生活を実現するためにも、相談支援や自立につながる在宅サービスの確保を図るほか、いざというときに適切な医療を受けられるよう、身近な医療機関や広域での救急医療、高度医療との連携を図りながら適切な医療の確保に努めます。

[各施策での取り組み]

- 施策3-1 健康・保健衛生
- 施策3-2 高齢福祉
- 施策3-3 障がい福祉
- 施策3-4 子育て支援
- 施策3-5 地域福祉
- 施策3-6 医療
- 施策3-7 保険・年金

◎ 教育・文化分野

基本目標4：五戸の未来を創造する人と文化を育むまち

〔教育・文化施策の大綱〕

次代を担う人材を育み、その人が様々な分野で個性や能力を発揮することは、自身の生きがいや日々の暮らしの充実とともに、まちの活力や人との交流等、地域における様々な発展にもつながります。

そこで、学校教育においては、施設の安全性の確保とともに、基礎となる学力の定着を図るほか、学校・家庭・地域が連携しながら子どもの個性を大切にし、豊かな人間性と社会性、郷土愛を育む教育の充実に努めます。

また、地域や世代間の集い、学び、活動を通じて、住民同士の交流につながるよう生涯学習活動やスポーツ活動の充実に努めます。

さらに、地域行事や歴史、文化財等、郷土文化の保存・継承に向けた活動を進め、本町の未来を創造する人づくりを進めます。

〔各施策での取り組み〕

- 施策4-1 幼児・学校教育
- 施策4-2 生涯学習
- 施策4-3 スポーツ・レクリエーション
- 施策4-4 地域文化の振興



◎ 行財政運営分野

基本目標5：安定した行財政運営による持続可能なまち

〔行財政施策の大綱〕

人やまちに活力があり、将来へ向けて持続可能な発展を遂げていくためには、中長期的な展望に立ち、安定した行財政運営を行う必要があります。

本町を取り巻く環境がますます厳しくなっていく中で、まちづくりの基礎となる行財政運営においては、職員一人ひとりが住民にわかりやすく、信頼される行政サービスに努めるとともに、事務事業の見直し等、常に業務の効率化やコスト意識を持ち、健全な財政運営によって、次代に向けた足腰の強い財政基盤づくりに努め、持続可能なまちづくりを推進します。

そのほか、事務の効率化や定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実、自立に必要な経済基盤の整備等、八戸圏域定住自立圏を形成する近隣市町村との広域的な連携を推進します。

〔各施策での取り組み〕

施策5-1 行財政運営

施策5-2 広域行政・広域連携

◎ 住民協働・地域活動分野

基本目標6：五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまち

〔住民協働・地域交流施策の大綱〕

これからのまちづくりでは、地域で抱える様々な問題を地域で解決できる仕組みを整え、住民、地域、団体、企業、行政等、多様な主体が、それぞれ役割を共有し、私たち一人ひとりの活力を地域づくりにおいても発揮していくことが求められます。

そこで、少子高齢化の進行等により、今後地域が抱える様々な課題に取り組む地域コミュニティのあり方や行政をはじめ、様々な主体が役割を持って関われるよう、ルールづくりや様々な地域活動の取り組みを共有する仕組みづくりに努めます。

併せて、私たちのまちづくりに参加したい住民が主体的な地域活動を展開できるよう、その受け皿となる団体や人材の育成に努め、五戸の未来をともに考え行動する共創（協創）のまちを目指します。

また、誰もがお互いの人権を尊重し、様々な差別をなくしながら、互いに良きパートナーとして平等な社会参画の実現や町外からの知識や人材交流を通じて、文化、産業経済、スポーツ等、様々な分野で地域活性化を図る地域間交流を推進します。

〔各施策での取り組み〕

施策6-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり

施策6-2 人権・男女共同参画

施策6-3 地域間交流





第3部 基本計画

第3部 基本計画

序章 基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

1. 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、施策の大綱を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものであり、財政状況を勘案しながら将来像実現に向けて効率的かつ計画的に取り組みます。

2. 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間とします。

第1章 人と自然にやさしく、快適で安全・安心に暮らせるまち（生活環境分野）

1 生活環境を取り巻く状況（現況と課題）

本町の美しい景観と豊かな自然環境は、訪れる人や住民にやすらぎをもたらすだけでなく、将来へ引き継ぐべき貴重な財産です。

一方で、本町に暮らす誰もが安心して暮らせる生活環境の整備も必要となります。

本町では、これまでも産業振興や快適な生活環境整備の一環として、道路交通網や公共交通体系、上下水道、住環境の整備に取り組むとともに、自然環境の保全や資源を大切にする循環型社会の構築等、人と自然にやさしい環境づくりに取り組んできました。

そのため、今後も町内の歴史的資源や豊かな自然の恩恵を維持し、次代へ継承していくための適正な土地利用や不法投棄の防止や環境に対する意識の向上等、住民・地域が一体となった自然環境への配慮が引き続き求められます。

また、居住地域や季節に関わりなく、“快適で安全・安心に暮らせるまち”を実現していくために、平成25年4月より運行を開始しているコミュニティバスをはじめ、救急体制等、少子高齢化の進行する本町の人口構造に対応した日常生活の利便性や安全性の確保、町内外との交流、災害や事故から住民の大切な生命と財産を守ることなどを視点とした生活環境の基盤整備を引き続き進めていく必要があります。

2 各施策での取り組み指針

施策1-1 土地利用・整備

- 町内の豊かな自然環境に配慮しながら、地域の利便性や定住環境の向上につながる計画的かつ適正な土地利用を推進します。
- 町内外との交流の活性化、産業の振興、消防・救急体制の強化等、地域の利便性や定住環境の向上につながる計画的かつ適正な土地利用を推進します。

施策1-2 住環境・生活空間

- 様々な世代にとって暮らしやすく、安全性の高い住環境を形成し、定住促進を図ります。また、空き家の利活用について検討します。
- 環境美化や憩いのある生活空間づくりを住民と行政が一体となって進めます。

施策1-3 道路・交通網・情報基盤

- 老朽化する道路、橋りょうの長寿命化を図るとともに、町内外での交流促進と高齢化に対応した、人と車にやさしい道路、円滑な道路網の維持に向けた計画的な整備を進めます。
- 地域コミュニティバスの利用促進のほか、町内公共交通の維持等より、住民の移動手段の確保に努めます。
また、高齢化が進む中、交通弱者の移動手段については、福祉施策と連携して取り組みます。
- 情報通信網については、良好な地域情報基盤の整備に取り組みます。

施策1-4 上下水道

- 安全な水を安定して供給するため、老朽化した水道管の布設替え等、既存水道施設の適正な管理を進めます。
- 良好な環境衛生を維持するため、公共下水道や浄化槽等の下水道施設については、適正な管理及び整備を計画的に進め、公共水域の水質保全に努めます。

施策1-5 環境保全・循環型社会

- 日々の生活の中で、ごみの減量化や分別、リサイクル等、住民と行政が協働して環境負荷の低減に努め、環境にやさしい循環型社会の構築に取り組みます。
- 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用についても検討を進めます。

施策1-6 消防・救急体制・防災

- 住民の安全・安心な暮らしが脅かされることがないように、効率的な組織体制や配備機材の運用による五戸消防署を中心に消防・救急体制の充実を図るとともに、地域の消防力である消防分団等の活動を支援します。
- 近年の風水害の増加や東日本大震災を教訓とした自然災害からの安全確保に向け、災害が発生したときに発生しうる被害を最小限に抑える“減災”視点から、安心して暮らせる総合的な対策を推進します。

施策1-7 防犯・交通安全（暮らしの安全）

- 住民と関係機関との連携による交通安全意識の高揚とともに、標識やガードレール等の交通安全施設の整備を進めます。
- 住民の防犯意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動について、警察や行政だけでなく地域や家庭、学校、各団体、事業者等が一体となって取り組み、安全・安心な地域社会づくりを進めます。

施策 1 - 1 土地利用・整備

■ 施策を取り巻く環境 ■

(土地利用・基盤整備)

- 本町では、町内の自然環境に配慮し、地域経済の活性化、快適な生活環境につながるよう計画的な土地利用の調整を進めており、引き続き土地利用関連計画や基盤整備関連計画との総合的な調整を図りながら、計画的かつ適正な土地利用が求められます。
- 定住促進の観点からも、本町の豊かな自然環境と景観の保全とともに、住宅や上下水道、公園等の居住環境、地域内外を結ぶアクセス道路や生活道路等の交通環境が整備され、住民が快適に暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。
- 農業生産力の高い優良農地の保全に努め、均衡のとれた町土利用を図るため総合的な土地利用調整を推進する必要があります。

図表 本町の土地利用の状況

田	畑	宅地	山林	原野牧場	雑種地 その他	合計面積 (km ²)
12.6%	16.5%	3.8%	49.9%	4.1%	13.1%	177.67

資料：五戸町

(景観形成)

- 農村は、食料の安定供給という本来の役割に加え、町土の保全や水資源のかん養、自然環境の保全といった多面的な機能を有するほか、人の心を和ませる農村の景観は、長い時間をかけ、人が農業生産活動を通じて形成されてきた貴重な地域資源です。
- 近年では高齢化が進み、地域活動や集落機能が低下し、遊休農地が増え、景観の維持が困難な状況にある一方で、都市と農村が交流することへの理解と期待も高まっていることから、農村や里山が持つ地域資源の活用と保全が重要になっています。
- 今後は、将来に向けて豊かな自然景観をはじめ、文化財等を含む景観を保全していくためにも、自然との調和のとれた町土利用とともに、保全すべき地域に必要な規制を設けるなど、景観の保全に向けた制度の検討も求められます。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 自然との調和のとれた町土、豊かな自然景観が維持されています。
- 地域の利便性と定住環境の向上につながる土地利用が進められています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

1-1-1：適正な土地利用の推進

- 自然環境等との共生に配慮するとともに、良好な住居環境や商工業の振興を促進する秩序ある町並みの形成を行うため、大規模な土地取引や開発についての規制制度の周知を図り、計画的な土地利用を行います。
- 「坂のまち」としての地形や眺望を生かしつつ、住民の生活の利便性や安全性に配慮した適切な土地利用を推進します。
- 農業振興や森林整備に向けて、土地の機能に応じた計画的な利用や保全を進め、農林業の振興を図ります。

1-1-2：自然環境・景観の保全

- 本町の自然環境の保全とともに、美しい自然景観の保全に向けて、住民との協働のもとに不法投棄の防止や環境美化活動を進め、住民・事業者等との連携・協働による地域ぐるみで自然環境を守り、「五戸町」らしい景観づくりに努めます。
- 自然との調和のとれた町土利用に努めるとともに、将来に向けて保存すべき自然景観やの文化財を含めた景観保全等、保全すべき地域に対しては必要な規制を設けるなど、景観の保全に向けた制度の検討を進めます。

1-1-3：農村集落機能の保全

- 農村集落機能の保持と農業・農村の持続的発展を図るために、各集落で培われた地域の伝統文化の伝承や水源のかん養、自然景観等の保全に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 町内の美しい自然環境と景観を守りましょう。
- ・ 地域の環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 開発等の際は、環境・景観に配慮しましょう。

施策1-2 住環境・生活空間

■ 施策を取り巻く環境 ■

(住環境)

- 良好な住宅地や公園・緑地、道路網等が整備された住環境・生活空間は、安全性や賑わい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展や住民生活の重要な基盤となるものです。
- 少子高齢化や人口の減少にともない、子育て家庭や高齢者の暮らしに配慮した住環境が求められています。
- 老朽化した公営住宅について、適切な修繕等を行っていますが、今後は高齢者や若い世代等に対応した住環境の計画的な整備が求められます。
- 町内各地で空き家が目立つようになり、防災・保安の問題や、街並みや生活空間の形成の支障となっています。
- 公園や緑地は、地域のコミュニティ活動や憩いの場として、多目的な機能を有しており、気軽に利用できる環境の整備と維持管理が求められます。

(定住促進)

- 定住希望者の町外流出を抑制するとともに、就業人口の増加に伴う住宅需要にも応えうる、良質な住宅の供給に向けて公営住宅等の計画的な整備、改修を進めるとともに、民間活力を活用した住宅建設促進方策を検討するなど、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図ることが重要となっています。

■ 施策のめざす姿 ■

- 様々な世代にとって暮らしやすい住環境、憩いのある生活空間が形成され、定住や交流環境の創出につながっています。
- 環境美化や公園の維持管理等、憩いのある生活空間づくりが住民とともに進められています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

1-2-1：公営住宅の整備

- 既存公営住宅の長寿命化を目指した改修・修繕を行うとともに、老朽化した公営住宅については、建て替えを計画的に実施します。
- 建て替えにあたっては、高齢者や障がいのある人等が安全で安心して居住できるよう必要な整備を進めます。

1-2-2：空き家対策

- 所有者・管理者の協力を仰ぎながら、空き家バンクを設置し、住戸活用等につなげていきます。

1-2-3：公園等の整備

- 公園等の整備、遊具の安全性の確保等、住民の憩い、やすらぎとなる環境を整備します。
- 農村公園等の必要な修繕を支援しながら、憩いのある生活空間づくりに努めます。

1-2-4：定住や交流促進のための検討

- 若年層の定住に向けた住宅確保のため、需要と供給のバランスに配慮しながら、公営等による整備により、良質な住宅供給を進めます。
- 民間と協力しながら、空き家や空き地の有効活用、震災に対する耐震強化を推進するための住宅耐震化支援等により、定住や交流の促進を図ります。

1-2-5：環境美化活動の推進

- 個人や地域で取り組む環境美化に向けた活動を推進し、多くの人が参加し、協力できる体制づくりに取り組みます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 空き家、空き地の管理は責任を持って行いましょう。
- ・ 地域で定期的に公園・緑地の維持管理を進めましょう。
- ・ 家庭での花壇等を利用した緑化・生活空間の美化に取り組んでみましょう。

施策1-3 道路・交通網・情報基盤

■ 施策を取り巻く環境 ■

(道路整備)

- 道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤であり、情報基盤と併せて体系的な整備が望まれます。
- 本町の各地域を結ぶ基幹道路、住民の生活路線は、町内の拠点施設へのアクセス路線として形成されています。
- 今後も、関係機関と連携しながら、国道・県道の整備を促進するとともに、町道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、計画的、効率的な整備を進める必要があります。
- 冬期間には、町道の除排雪に努めていますが、高齢化が進む中で、地域と協力した高齢者世帯の除雪の実施等、福祉的な取り組みを加えた除雪体制づくりが必要となっています。

図表 道路等の整備状況（昭和45年度～平成24年度）

区 分	昭和 45年度末	昭和 55年度末	平成 2年度末	平成 12年度末	平成 20年度末	平成 24年度末
市町村道 改良率(%)	3.0	30.2	40.1	52.7	65.7	67.5
舗装率(%)	0.5	14.8	36.1	46.4	66.8	66.8
耕地1ha当たり農道延長(m)	46.2	68.3	67.7	73.3	53.2	60.5
林野1ha当たり林道延長(m)	3.3	7.3	5.8	2.6	2.6	2.4

資料：五戸町

(公共交通)

- 公共交通では、平成25年4月よりコミュニティバスの運行を開始しており、車を運転できない人が移動に不自由を感じない、利便性の高い公共交通機関の整備を進めています。
- 公共交通のさらなる利用促進を図るためにも、運行ルートの周知とともに、引き続き公共交通空白地帯の解消に努める必要があります。特に高齢化の進行に伴う買い物や通院といった日常生活の移動手段の確保が、今後重要な課題になると考えられます。

(情報基盤)

- 情報基盤については、町内に光ケーブル通信網の敷設や携帯電話の不感地域の解消に取り組んでおり、今後は地域の活性や暮らしの安全の確保につながる情報格差のない情報基盤の整備が望まれます。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 町道は安全・適切に維持管理され、利便性の高い交通手段が確保されています。
- 積雪によって住民生活に支障が起きることのない除雪体制が住民との協働によって確保されています。
- 情報基盤が整備され、地域の格差なく生活に必要な各種の情報が受けられます。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

1-3-1：国道・県道の整備

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、国道・県道の整備を関係機関に要請します。

1-3-2：町道の整備

- 町道の整備を計画的・効率的に推進し、整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保等、安全性や災害時への対応、環境、景観等に配慮した整備を推進します。
- 安全で快適な交通環境確保のため、歩行者や運転者といった道路利用者の目線から、町道や歩道、橋りょう等の道路施設を計画的に整備します。

1-3-3：冬期における除排雪体制の充実

- 地域との協働によるきめ細かな除排雪体制の確保や広域圏との基幹道路となる国道・県道等においては関係機関との連携により、冬期交通における安全性の確保と冬に強い生活環境を維持します。

1-3-4：地域公共交通対策の推進

- 既存路線や福祉サービス等を考慮し、町全体として利用しやすさ、交通空白地の解消、交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築等、効率的で持続可能な地域公共交通の充実に努めます。
- コミュニティバスをはじめとする公共交通の利用促進を図るため、広報等を通じて運行情報の周知に努めます。

1-3-5：情報通信網の整備・活用

- 町内の高速通信回線の敷設や携帯電話の不感地域の解消に取り組みます。
- ※ I C T（情報通信技術）を活用し、住民との情報共有、特産品、地域産業、観光、起業に関する情報の受発信等、町の活性化に効果が見込める情報サービスの充実に努めます。

※ I C T（情報通信技術）：

コンピューターや携帯端末によるインターネットなどの情報通信基盤を通じて、時間や場所に関係なく、情報を伝達、共有できる環境や技術のこと。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・道路の環境美化、除排雪に協力、助け合いをしましょう。
- ・ICT（情報通信技術）を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。
- ・公共交通機関を積極的に利用しましょう。



施策1-4 上下水道

■ 施策を取り巻く環境 ■

(上下水道)

- 上下水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、施設の老朽化が進んでおり、水質保全や快適で文化的な生活環境確保とともに、適切な処理に向けた整備が求められています。
- 今後は、上下水道施設の長寿命化を踏まえた整備を行うとともに、上水道については、水質管理体制の強化を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。
また、下水道については、供用開始済みの処理区及び地区における水洗化の普及を図るとともに、事業の経営安定化を進めていく必要があります。

図表 水道施設の整備状況（昭和45年度～平成24年度）

区 分	昭和 45年度末	昭和 55年度末	平成 2年度末	平成 12年度末	平成 20年度末	平成 24年度末
水道普及率（%）	69.2	68.7	74.2	89.8	91.6	89.3
水洗化率（%）	0.0	0.0	0.0	6.6	34.0	56.2

資料：五戸町

■ 施策のめざす姿 ■

- 水道施設の適正な管理により、安心・安全な水が安定供給されています。
- 下水道施設の計画的な設備の更新や施設整備により、公共水域の水質が保全され、自然環境と生活衛生に配慮した生活排水処理が進んでいます。

■ 施策での取り組み ■

1-4-1：上水道処理施設の整備

- 配水管等の配水施設や簡易水道の長寿命化に向けた整備により、安全で安定した良質な水道水を供給します。

1-4-2：下水道処理施設の整備

- 公共下水道は、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するため、既存施設の適正な維持管理に努めます。

- 下水道整備計画区域以外では合併処理浄化槽の設置を促進し、衛生的な生活環境を確保します。
- 農業集落排水施設は、公共下水道へ接続することで維持管理に要する費用を抑え、安定した下水道経営に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
- ・ 公共下水道等への接続や浄化槽の設置に努めましょう。
- ・ 水質汚濁防止に向けて、廃油等を流さない等、家庭や地域でできることから取り組んでいきましょう。



施策1-5 環境保全・循環型社会

■ 施策を取り巻く環境 ■

(環境保全)

- 本町は、身近な地域で田園風景等、豊かな自然環境に触れることができ、大切な地域資源となっています。
こうした自然環境の保全をはじめ、あらゆる環境問題への対応を住民との協働のもとに総合的に推進し、環境と調和するまちづくりを進めていく必要があります。
- 東日本大震災以降、生活様式見直しまでを含めた省エネルギーの推進が注目されており、持続可能な社会構築に向けて、自然エネルギー、省エネルギーの導入、利用促進に対する関心は高まっています。
- 本町では、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行い、自然エネルギーの利用促進、地球温暖化の防止及び非常時の電源確保に取り組んでいます。

(循環型社会)

- 様々な環境問題の発生を背景に、持続可能な循環型社会の形成に向けた総合的な取り組みが重要な課題となっています。
また、環境保全の重要性が叫ばれる中、循環を基調としたできるだけごみを出さない社会を形成していくことが求められています。
- 本町における一般廃棄物の収集は、可燃ゴミ、不燃ゴミのほか、資源ゴミとして缶・ビン・紙・プラスチックの分別回収が行われ、十和田地域広域事務組合十和田清掃センターにて処理しています。
- 町内で排出されるし尿については、十和田地区環境整備事務組合にて処理しています。

■ 施策のめざす姿 ■

- 身近な環境保全への関心が高まり、家庭でごみの分別や資源リサイクルや省エネルギーに取り組んでいる住民が増えています。
- 住民・事業者・行政が、ともに協力しながら環境への負荷を減らす資源循環型社会の実現に取り組んでいます。
- 地域とともに不法投棄の防止に取り組み、美しい田園風景が保全されています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

1-5-1：資源リサイクルの推進

- 生ゴミの回収、ゴミ分別の意識高揚のための啓発活動、広報等、家庭における資源循環を促進します。

1-5-2：環境教育の実施

- 日常生活や事業活動を行う中で環境を意識した行動が実践できるよう、自然体験活動や各種イベント、情報提供を通じて、環境教育を推進します。

1-5-3：不法投棄等環境汚染の未然防止

- 不法投棄の監視に努めるとともに、美化清掃活動を通して身近な自然に親しみながら、一人ひとりの環境意識の向上を図ります。

1-5-4：自然エネルギー、省エネルギーの導入

- 地球温暖化の防止に向けて、住宅用太陽光発電の導入啓発に努め、自然エネルギーの活用を進めます。
- LED街灯等、省エネルギー利用の取り組みを検討・推進します。

1-5-5：森林の整備

- ＊水源かん養、大気の浄化、土砂の流出防止等、森林の持つ公益的機能を維持するため、森林の整備を推進します。

＊水源かん養：

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させたり、雨水が森林土壌を通過することで水質が浄化されたりすること。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 町内の美化運動や家庭でのゴミの分別、リサイクルに積極的に取り組みましょう。
- ・ ごみの分別、リサイクル等、ごみの減量化に取り組みましょう。
- ・ 河川・道路の清掃活動等、地域で取り組む環境美化活動を進めましょう。
- ・ 不法投棄の防止に向け、地域で協力しましょう。

施策1-6 消防・救急体制・防災

■ 施策を取り巻く環境 ■

(消防・救急体制)

- 高齢者世帯やひとり暮らし世帯の増加等、社会情勢の変化に適合した防災・危機管理体制の強化は喫緊の課題となっており、救急ニーズについても今後増加が見込まれていることから、国では、住宅用火災警報器の設置義務化や消防の広域化への取り組みが進められています。
- 本町の消防救急は、八戸地域広域市町村圏事務組合において実施されています。今後も緊急時や非常時に、的確かつ迅速な対応ができるよう、近隣市町村との連携を図りながら、防災体制の強化と消防・救急体制の整備を推進する必要があります。
- 本町では、五戸総合病院が救急告示病院に指定されているほか、高度医療は町外に委ねられており、少子高齢化が進行する中で、初期対応の迅速さや、的確さが特に重要となっています。

(防災対策)

- 東日本大震災や台風による豪雨等、全国各地で地震や風水害、土砂災害等、多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携による地域防災力を高め、災害に強いまちづくりが必要不可欠です。
- 地域においても、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦といった災害時の避難にあたって支援が必要となる要配慮者（避難行動要支援者）への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。
- 町内では、自然災害に対する備えとして、いざというときの減災対策に取り組んでいますが、今後も、消防団員の確保や自主防災活動の体制づくりが求められています。

■ 施策のめざす姿 ■

- 住民の生命と財産を守り、多様化する生活形態に対応した常備消防及び救急体制が備わり、住民の安全・安心につながっています。
- 住民、行政、事業者等がそれぞれの予防意識を持ち、地域の災害による被害拡大を未然に防ぐ共助の体制づくりが進められています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

1-6-1：常備消防・救急体制の充実

- 防災・危機管理体制の拠点施設としての機能を充実させるため、機能が低下している消防設備の更新を促進します。
- 消防、救急資機材の充実を図るとともに、安全かつ迅速な地域の消防力、緊急対応能力の向上に努めます。

1-6-2：地域防災力・消防力の強化

- 自主防災組織の活動をはじめ、避難所や危険箇所の周知等、地域や家庭での災害に対する日常の備えに対する周知徹底を図ります。
- 住民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会等を開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。
- 災害時等における通信手段を確保し、重要な情報が迅速に受けられる体制づくりを進めます。
- 機能別消防団員等、地域での消防団員の確保と防災訓練活動の充実に努めます。

1-6-3：防災対策の見直し

- 東日本大震災での教訓を踏まえ、危険箇所の想定や災害時に向けた初動体制、避難所の確保・運営、要配慮者（避難行動要支援者）対策等、地域防災計画による防災対策の見直しを進めます。

1-6-4：土砂災害防止対策

- 町及び県が中心となって危険箇所の現況を把握し、区域の指定、管理、防災工事等の対策に取り組みます。
- 土砂災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、急傾斜地の崩壊防止等、治山対策を促進します。

1-6-5：自主防災、消防・救急活動の人材育成、体制整備

- 身近な地域の防火、自主防災活動を担う、消防団、自主防災組織等の活動を支援するとともに、町内で起こる救急対応に向け、人材育成、体制整備を進めます。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・各家庭で、住宅用火災警報器の設置等、火災予防や初期消火に備えましょう。
- ・自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- ・災害や救急時に、高齢者や障がい者、妊産婦等の連絡、援助に協力しましょう。

施策1-7 防犯・交通安全（暮らしの安全）

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

（防犯・交通安全）

- 防犯・交通安全対策は、日常生活を送るうえで欠かせない大切な要素です。誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察や行政だけでなく地域や家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となって取り組むことが求められます。
- 近年では、高齢者による交通事故の割合が高まっていることから、歩行者、運転者の両面からの対策が必要となっています。
- 犯罪の低年齢化、凶悪化は大都市に限らず、ますます広範にわたり、その頻度も増加傾向にあることから、その対策として、低年齢層（小中学生）に対する啓発事業の実施や、教育、警察等、専門分野を超えての連携強化が必要です。
- 本町でも地域安全対策として、住民とともに取り組んでいますが、交通安全意識とともに、暮らしの安全への一人ひとりの意識の高揚に努める必要があります。

（消費者対策）

- 高齢者を狙った家屋の点検・リフォーム商法や不当・架空請求、インターネットによる詐欺等、消費者トラブルは急増し、暮らしの安全を脅かす内容は、多様化・複雑化するなど、社会環境は大きく変化しています。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 地域、関係機関が連携した防犯活動、交通安全活動により、犯罪や交通事故に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 消費者被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止や被害者救済につながっています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

1-7-1：地域安全対策の推進

- 警察や学校等の関係機関・団体との連携を密にし、広報・啓発活動や情報提供を推進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 各地域における自主的な地域安全活動を促進し、地域ぐるみの防犯活動の推進に努めます。

1-7-2：防犯灯の整備

- 自治会が行う防犯灯の維持管理及び設置希望に対応して支援を行い、犯罪の誘発する恐れのある環境を改善します。
- 新たな防犯灯の新設、改修にあたっては、地球温暖化防止対策の一環として、LED灯の設置に努めます。

1-7-3：交通安全意識の啓発と情報の提供

- 関係機関・団体との連携を密にし、高齢者や児童・生徒に対する交通安全教室を実施し、事故を未然に防止するための安全教育を行います。
- 運転者に対しては、街頭等で啓発を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。

1-7-4：交通安全施設の整備

- 住民からの情報提供等により、交通危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を図ります。

1-7-5：消費生活に関する情報の提供

- 関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布を通じて、消費者教育の充実・啓発を進め、自立する消費者の意識の高揚に努めます。

■ 住民や地域に期待する役割 ■

- ・ 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- ・ 地域での交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。
- ・ 通園・通学時の見守り等、子どもへの安全対策を進めましょう。
- ・ 消費者トラブルに巻き込まれた際は、必ず消費者センター等へ相談しましょう。

第2章 交流と賑わいを興す農・商・工併進のまち (産業振興分野)

1 産業振興を取り巻く状況（現況と課題）

経済規模の縮小、人口減少や人口構造の変化により、本町の賑わいや地域経済の低下が懸念されています。

こうした中で、本町の産業振興や新たな雇用機会の拡大を図る取り組みは、人口流出の抑制や就業人口の増加を促す等、地域の活力や賑わいを創出するうえで、引き続き重要です。

本町は古くから農林畜産業を基幹産業として発展し、昭和39年に八戸地区新産業都市として指定されてからは、地蔵平工業団地を中心として多くの企業が誘致され内陸型軽工業の集積を図り、農工併進の町として地域産業の振興、雇用の拡大に取り組んできましたが、近年の国内外の経済情勢は不安定な状況が続き、町内の産業振興、地域経済にも大きな影響があらわれています。

一方で町内では、江渡家住宅や旧圓子家住宅をはじめとする町内の歴史文化財や自然環境といった地域資源を活かした観光振興等、交流と賑わいを興す様々な取り組みが進められています。

今後もこうした町内での取り組みが実を結び、本町がさらなる発展を遂げていくためには、産業間の連携による新たな産業の創出や人材の育成、定住促進、雇用の創出、消費の拡大等、農・商・工併進の町として総合的な取り組みが求められます。

2 各施策での取り組み指針

施策2-1 農林畜産業

- 安全・安心で新鮮な農畜産品を提供するために、生産性の高い農業・畜産業の基盤整備や振興施策を計画的に進めるとともに、意欲と能力のある担い手の育成、起業や事業拡大への取り組み等、近年の産業情勢の変化を踏まえた多様な支援施策を推進します。
- 農畜産品のブランド化や付加価値化の促進、他産業との連携や環境に配慮した循環型農業の導入等、新たな農業・畜産業の可能性を検討します。
- 林業においては、国・県等の事業を導入し、造林・下刈・除間伐等管理の適正化に努めながら、優良材の生産を支援します。

施策2-2 観光業

- 観光が町内の有力な産業の1つとなるよう、本町の魅力の向上と交流人口の増加という視点に立ち、集客方法として、町内の特産品やスポーツ施設、豊かな自然、農村・農業が持つ多面的機能を活かした農林業体験交流の促進等、町内の地域資源と観光を有機的に結びつけた観光、交流資源の発掘・連携・活用を進めます。
- 農業、商業との連携による町特産品の販路拡大等、本町の観光振興策を観光協会や商工会、関係団体等と連携しながら検討を進めます。

施策2-3 商工業

- 時代の変化に即した商業活動の促進を図るとともに、地域の活性化と賑わいづくりを推進するため、商工会や関係団体等と連携を強化しながら、賑わい・活気を生むための取り組みを支援します。
- 地蔵平工業団地を中心とした既存産業の活性化とともに、近隣の工業団地等とも連携を図りながら、新たな活力の源となる産業や雇用の創出に努めます。

施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成

- 地域産業の発展とともに、企業誘致の促進、産業間の連携を支援し、新たな産業の創出による雇用機会の確保に取り組みます。
- 若年層の町外流出の抑制と労働人口の定着化を図るため、安定した雇用の場の確保と情報提供の充実を図ります。

施策2-1 農林畜産業

■ 施策を取り巻く環境 ■

(農業)

- 近年、わが国の農業においては、国際化への議論が活発化する中で、食料自給率の向上、消費者からの信頼の確保、地産地消や食育の展開、担い手の明確化と施策の集中的・重点的な実施が進められています。
- 本町の農業従事者は減少、高齢化が進んでおり、後継者や新たな担い手の確保が急務の課題であり、今後は生産基盤である農地の効率化、集団営農の組織化や法人化等を推進し、農業生産基盤を安定化させることが重要となります。
- 農地については、耕作放棄地化が進んでいるところもありますが、*中山間地域等直接支払制度の交付対象地においては、制度により農地が保全されています。
 今後は、引き続き優良農地の保全に向けた取り組みを進める一方、農業体験や*グリーンツーリズム等、新たな活用について検討を進める必要があります。

*中山間地域等直接支払制度：

中山間地域に対する所得補償政策で、日本初の直接支払い政策。国土保全などの多面的機能の強化も狙いの1つとなっています。

*グリーンツーリズム：

農村や山村などを訪問し、その自然と文化、人々との交流を楽しむ余暇、旅行の形態。海外では、都市と農村の交流、農村地域の収入増加などにおいて成果を上げています。

- 本町の農産品としては、基幹作物である米、ながいも、にんにく、りんごに併せ、葉たばこ、畜産等の複合経営がみられます。
 今後は、農業所得の増大を図るためにも、消費者ニーズに対応した農産物の高品質化や高付加価値化に努め、生産性の向上を図ることにより、消費者・実需者に選択される農産物の生産・販売力を強化していくとともに、専業農家の経営規模拡大と高生産性農業の確立、また兼業を志向する農家及び高齢農家の増加と要望に対応するため、経営の実情に即した生産体制の確立が望まれます。
- 食の安全、地産地消に向けては、学校給食への提供や安心な野菜づくりに向けて品質の向上や生産の拡大に向けて取り組んでいます。

図表 販売農家における65歳以上の農業就業者数とその割合

	平成 17 年	平成 22 年	増減 (平 22 - 平 17)
総就業者 (人)	3,123	2,562	-561
65 歳以上総就業者 (人)	1,680	1,524	-156
65 歳以上就業者の割合 (%)	53.8	59.5	5.7

資料：農林業センサス（農林水産省統計部）

図表 耕作放棄地の発生状況

	平成 17 年	平成 22 年	増減（平 22 - 平 17）
耕作放棄地（a）	56,243	63,700	7,457

資料：農林業センサス（農林水産省統計部）

（畜産業）

- 本町の畜産においては、「あおもり倉石牛」の高級牛肉産地としての銘柄を確立しつつあり、夢の森ハイランド農産物加工センターの整備等により生産から流通・販売の体制の確立、農村生活環境の改善、生産組織の育成や経営体の育成に取り組んでいます。

また、その他の肉用牛生産者についても安全で安心な牛肉を安定的に供給するために、飼養規模の安定的拡大、生産基盤を向上させるとともに、低コスト生産に努め、効率性の高い畜産経営に取り組んでいます。

- 青森シャモロックは、青森畜産試験場等からヒナを供給、青森シャモロックブランド化推進協議会指定による本町の農場で育てられており、食肉加工体制の整備も進められています。
- 馬肉の生産については、主に民間の直営農場等で飼育、生産、供給を行っています。

馬肉は、郷土料理として親しまれているだけでなく、地域の特産品、観光資源としても重要であることから、観光業をはじめとする産業間、民間企業等との連携を図り、産業規模に応じた生産、供給の確保に努める必要があります。

（林業）

- 林業では、森林所有者の不在、木材価格の低迷、生産意欲の減退等により、森林が持つ公益的機能の低下が懸念されています。
- 本町の林業においては、収穫間伐期を迎えている町内の林木に対し、木材の供給に向けた支援や植林、造林に対する支援による山林機能の維持、保全と林業従事者の育成確保が急務となっています。

施策のめざす姿

- 豊かな自然の恵みを活かした品質の高い農畜産品の開発が進み、担い手の育成等により、安定した農業、畜産業経営が確立しています。
- 木材の生産、供給体制、担い手の育成に努め、森林が持つ公益的機能が維持されています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

2-1-1：農業生産基盤の整備

- 限られた農地を維持、有効活用を図るために、関係機関との連携のもと、農業の原点である土づくりを推進するとともに、環境の変化に対応した農地の整備や用排水施設等の整備・改修を進めるほか、農地や農業用水等を保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。
- 品質の高い農畜製品の生産に向けて、国の制度等の動向をみながら、引き続き優良農地の確保・保全を図り、耕作放棄地解消に努めます。
- 町内の遊休農地等を活用した農業体験やグリーンツーリズム等、新たな活用について検討を進めます。

2-1-2：農畜製品の生産性の向上及び高品質化の促進

- 関係機関・団体との連携のもと、効率的な生産技術の導入や機械・施設の整備及び共同利用、農産品の流通販売等を支援し、各作目の生産性の向上や高品質化を促進し、農業所得の向上を図ります。
- 家畜飼料の自給率向上・公共放牧地の有効的利用を促進するとともに、飼養管理技術の改善に努め、国際化に対応できる畜産経営体の育成を図ります。

2-1-3：食の安全・安心と環境に配慮した農畜産業の推進

- 消費者からの信頼の確保と環境保全に向け、無農薬栽培をはじめ、環境にやさしい農畜産業を推進し、安全・安心な農畜製品の生産に努めます。
- 地元産の農産品を学校給食に活用し、地産地消の推進及び農産品の継続的な消費拡大を図ります。

2-1-4：森林の整備

- 町内の森林緑地については、造林や適切な間伐、皆伐等により、森林の保全、整備に取り組み、森林機能の維持確保に努めます。
- 都市との自然体験を通じた交流による森林の利活用を図ります。

2-1-5：農林畜産業者の担い手の育成

- 農林畜産業者の高齢化等にともない、新たな担い手を育成するために、青年就労給付金等を活用した人材の育成・確保に努めます。
- 地域の農業環境を維持し、農業振興を図っていくために、技術の高度化に対応する担い手として、地域の農家、営農組織のリーダーとして期待される*中核農家の育成、支援を行います。

*中核農家：

60歳未満で年間150日以上農業に従事する基幹男子農業専従者がいる農家。

- 経営指導の強化や農地の集積の促進等により、集落営農の組織化及び法人化の促進、組織体及び担い手の育成等を図ります。
- 新たな担い手となる新規農業参入者の育成と確保に努めます。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 集落営農や法人化に取り組みましょう。
- ・ 地域農畜産品等に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。
- ・ 森林の有する治山機能、自然景観の大切さを理解し、保全に努めましょう。



施策2-2 観光業

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(観光業)

- 余暇時間の増大等により、近年の観光ニーズは多様化しており、こうした変化に対応し、恵まれた地域資源活用による魅力ある観光づくりが求められています。
- 本町の観光においては、町内の自然環境や歴史的な建造物等の地域資源の有効活用を図るとともに、農業と観光を有機的に結びつけて雇用機会の拡大や多様な交流機会の拡大を推進、他産業への波及効果を図りながら、観光・レクリエーション施設の総合的な整備を促進する必要があります。
- 現状では、町外から観光客を呼び込むには改善すべき点も多く、町内の観光施設と自然・食・文化等、潜在する地域資源を組み合わせながら、住民と協働による観光開発を進め、観光を産業として自立させる仕組みづくりが求められます。

図表 観光入込客数（平成22年～平成24年）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
観光入込客数（千人）	161	159	156

資料：青森県観光入込客統計（青森県）

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 町内の観光施設と自然・食・文化等を生かし、町内を周遊する観光客がみられます。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

2-2-1：観光・交流資源の発掘・連携・活用

- 自然を素材とした観光開発を推進するため、地域の美しい自然景観を活かし、自然体験や散策等のできる新たな観光・交流資源の整備について検討します。
- 観光協会と連携して町内の資源を活用し、生活の業となる自立した観光産業の育成を図ります。
- 観光協会等、関係機関と連携による観光メニューの開発、PR等により、誘客を推進します。
- 農林畜産業や商工業等、他産業分野と連携による観光振興を進めます。

2-2-2：住民協働による観光振興

- 五戸まつりをはじめとした多様なイベントの開催により、町内を周遊する観光との相乗効果を図るなど、住民との協働により、誇りとホスピタリティ（おもてなしの心）を持って観光客を受け入れることのできる観光振興を推進します。

2-2-3：広域観光体制の充実

- 広域市町村で連携した広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進等、広域的な観光振興施策を推進します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 交流する意識やホスピタリティ（おもてなしの心）を持って、観光客を迎えましょう。
- ・ 観光ガイドやイベントへの参加等、町内の観光振興に協力しましょう。
- ・ 事業所等は各種イベント等の協賛に努め、地域振興に貢献しましょう。



施策2-3 商工業

■ 施策を取り巻く環境 ■

(商業)

- 近年、道路・交通体系の変化や消費者ニーズの変化等を背景に、全国的に既存商店の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。
- 本町の商業としては、町内郊外への大型店の出店等により、町内の従業員数及び総生産額は増加していますが、小規模商店経営者の高齢化や後継者難等もあり、商業を取り巻く状況は、引き続き厳しい状況であると考えられます。
- 商店街を形成していた中心市街地では空き店舗が目立つようになっており、日用品等の最寄品の購入は、大型店や町外の商業施設に依存せざるを得ない状況で、自家用車を持たない高齢者には厳しい現状となっています。

図表 卸売・小売業の総生産額の推移（平成19年～平成23年）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
卸売・小売業（百万円）	2,463	2,399	2,435	2,493	2,577

資料：市町村民経済計算（青森県）

(工業)

- 工業の振興は、地域活力の向上や雇用の場の確保につながるものとして、今後のまちづくりにおいても重要となりますが、景気悪化の長期化、深刻化の中で、経営状況は厳しさを増しており、その活性化が求められています。
- 本町の工業としては、地蔵平工業団地を中心として内陸型軽工業の集積を図ってきたが、長引く不況により縫製業等の需要が延び悩み、進出企業の多くは非常に厳しい状況が続いています。

また、最近の急速な技術革新や情報化産業の進展により製品需要は基礎材料型、生活関連型産業から加工組立型産業に移行してきています。

図表 工業団地数・企業数（平成25年4月1日現在）

	工業団地数	面積（ha）	企業数
工業団地数・企業数	3	41.3	25

資料：工業団地一覧表（青森県）

図表 製造品出荷額等の推移（平成20年～平成24年）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
製造品出荷額等（百万円）	20,481	18,775	19,003	20,616	18,396

資料：工業統計調査（経済産業省経済産業政策局）

— ■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■ —

- 商工会や商業団体等と連携し、町の賑わい、活気を生む商業の取り組みが進められています。
- 地蔵平工業団地等において、既存工場の経営基盤の強化等、町内工業の活性化へ向けた取り組みが進められています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

2-3-1：商業の振興

- 地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開や、魅力ある特産品の開発・販売のほか、空き店舗を活用し、賑わいを創出するために、商工会の運営を支援するなど、魅力ある商業の形成に努めます。
- 地元商店街を商業の集積した“モノを売る”だけでなく、地域の交流の場としても活用し、商業の振興を図ります。

2-3-2：地域に即した商業活動の促進

- 商工会との連携のもと、商店や事業所への経営指導の強化を図り、後継者の育成、住民の日常生活に密着した商品・サービスの提供等の促進を図ります。
- 付加価値の高い農畜産品の生産や販路拡大に向けて、インターネットを活用し、都市部へのPR等による特産品の販路拡大に取り組みます。
また、商工会や福祉関係団体等と協議し、町内商店による交通弱者、買い物弱者に配慮した販売方法を検討し、地元商店街が活性化する環境づくりについて検討します。

2-3-3：工業の振興

- 厳しい経営環境を踏まえ、融資制度の周知と活用を促進し、経営の安定化を促します。
- これまでに誘致した企業や地元企業の内容や活動の情報発信や企業の抱える共通の問題等についての意見交換の場の設置等、今後も継続して町内で企業活動がスムーズに行えるよう、連携体制について検討を図ります。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 関係機関や産業間の連携を図り、特産品の開発やPR活動を図りましょう。
- ・ 地元での消費を心がけましょう。
- ・ 自らの事業活動に期待される社会的意義・役割を認識し、企業の強みと技術力を活かした創意工夫により、事業の発展に努めましょう。

施策2-4 雇用対策・新たな産業の育成

■ 施策を取り巻く環境 ■

(雇用対策)

- 産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化傾向の強まりとともに、近年の経営環境・消費動向の悪化等、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。
- 少子化が進み、女性や高齢者、障がいのある人の社会進出が進む中で、労働者の就業意識も、組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど、多様な雇用機会が求められています。
- 本町においては、住民が安定した生活を享受できるために、安定した雇用環境と所得が確保されていることが重要であり、関係機関との連携のもと、地元企業の経営の安定化、起業への支援等により、雇用機会の確保に努めていく必要があります。
- 各企業の雇用状況は、その業務形態から男性雇用は極めて少なく、今後は、特に若年層定住への男性雇用型の企業誘致が望まれるほか、地域の特性を活かした高付加価値製品の開発、新規分野への進出、労働環境改善等、企業力強化の支援が必要です。

(新たな産業の育成)

- 町内の資源や特性を活かし、農業と商工業、観光関連産業との連携による*6次産業の振興や、地元企業の技術を活かした新たな産業の育成等、雇用機会拡大の可能性と合わせ、関係者との連携により取り組んでいく必要があります。

*6次産業：1次産業（農業）×2次産業（加工）×3次産業（情報サービス）=6次産業
農産品の生産（1次産業）から加工（2次産業）・販売（3次産業）までを手掛ける総合産業のことを指します。

■ 施策のめざす姿 ■

- 求職者の雇用が確保され、住民がそれぞれの能力を発揮しながらいきいきと働いています。
- 若者の雇用機会が増え、町内の定住促進が図られています。
- 6次産業化や新たな企業の誘致、新産業の育成等により、地域産業の活性や雇用が促進されています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

2-4-1：地域産業の育成支援

- 町内の資源を活かし、魅力ある戦略性の高い農畜産品・製品・商品の開発に取り組み、本町に特化した産業を見出す活動を通じ、地域住民の知識や技術を職業として発揮できるよう、雇用機会の増進を図ります。

2-4-2：多様な就業機会の確保

- 新規学卒者をはじめとする若年層やU J I ターン希望者の就職を促進するため、職業安定所等の関係機関との連携を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、定年退職後の高齢者、短時間就労を希望する女性求職者や、社会参加や自立を目指す障がい者に対して、情報提供等を通じ就職を促進し、高齢者や障がい者をはじめとする多様な雇用の場の確保に努めます。
- 行政による取り組みでは解決が難しい地域の課題に対し、地域住民が主体的に解決を図る取り組み等、これまでの働き方とは異なる地域貢献型の事業を促進し、新たな雇用創出について検討します。

2-4-3：企業誘致の推進

- 関係機関や近隣市町村と連携を図り、新たな企業立地に関する情報収集に努めるとともに、引き続き、本町の立地等、地域特性を活かした企業誘致を行い、多様な就業の場の創出に努めます。

2-4-4：農業と商工業、観光業等との連携、6次産業化の推進

- 地元農畜産品を使用した特産品の開発・販売、農村体験や食育等、他産業と新たな産業の育成を推進します。
- これまでの産業間での連携実績を踏まえ、地域資源を活かした地元での生産、加工、流通を担う、6次産業の実現に向けて取り組みを進めます。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組みましょう。
- ・ 事業者は、多様な就労機会とともに、安心して働ける労働環境整備に努めましょう。
- ・ 事業者は、地域資源（ヒト・モノ）の活用とともに、産業間での連携による新たな産業と新ビジネスの創出に取り組みましょう。

第3章 誰もが元気で安心して子どもを 育てられるまち（保健・医療・福祉分野）

1 保健・医療・福祉を取り巻く状況（現況と課題）

近年、人口の減少や少子高齢化の進行のほか、生活習慣病の増加や核家族化、ひとり暮らし高齢者の増加等の世帯構造の変化、さらには住民の価値観や暮らし方の変化等、保健・医療・福祉を取り巻く環境は、大きく変化しており、住民の誰もが健康を実感し、身近な地域で、健全な心と身体を持って充実した人生を過ごすことは、これからの地域社会に欠かせない条件であり、医療費や社会保障費の抑制という点でも大きな意味を持っています。

特に近年は、高齢化の進行による介護サービスや女性の社会進出等に伴う子育て支援への需要が高まっており、今後は新たな子育て支援制度に基づく子育て支援策の実施や団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた地域包括ケア体制の構築等、制度においても大きな変革の時期を迎えています。

また、身近な地域での暮らしでは、公的なサービスだけでなく、地域住民による見守りやともに支え合う活動等、身近な地域でのきめ細やかな支援が求められます。

そのため、必要な支援を受けることができる保健・医療・福祉環境の整備とともに、住民一人ひとりが健康意識や予防意識を高め、地域ぐるみで支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

2 各施策での取り組み指針

施策3-1 健康・保健衛生

- 住民一人ひとりの健康管理意識を高め、生活習慣病予防等、生涯にわたって健康で生きがいのある暮らしができるよう、世代に応じた健康管理や健康増進活動を支援します。
- 家庭や職場環境からくるストレス等による“心の健康づくり”に関する対策の充実に取り組みます。
- 様々な感染症に対して、発生時の適切な対応と拡大予防のための迅速な対応を行う体制や予防接種等の推進に取り組みます。

施策3-2 高齢福祉

- 高齢期における生きがいづくりや健康づくり、介護予防を推進するとともに、高齢者や介護者等の需要に応じたサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進し、介護保険制度の適正な運営に努めます。
- 介護が必要になっても在宅で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターを中心に、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する地域包括ケア体制づくりを推進します。
- 認知症発症の可能性の高い高齢者が増加することを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症への地域の理解とともに、認知症高齢者に対応したサービス提供や権利擁護を推進します。

施策3-3 障がい福祉

- 障がいのある人が地域で自分らしい生活が実現されるよう、生活や就労、教育等に対する相談や各種福祉サービスの提供による支援や療育体制充実を図ります。
- 障がいのある人が地域社会の様々な活動に参加し、交流できる環境を広げていくため、障がいへの相互理解を促進し、地域社会の一員として関わり合える地域づくりを推進します。

施策3-4 子育て支援

- 子育て中の親が安心して子どもを産み育てることができるよう、新たな子育て支援制度による、保育サービスや子育て不安の解消等、総合的な子育て支援の充実に努めます。
- 本町の地域性を活かした健全育成や要保護児童への対応等、地域ぐるみで子どもを育て、子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを推進します。

施策3-5 地域福祉

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭をはじめ、地域での生活に様々な困難を抱えている人に対し、地域に暮らす住民がともに支え合う地域社会の構築に向けて、住民参画による地域福祉活動をはじめ、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会の活動を支援し、総合的に地域福祉を推進します。
- 誰もが利用しやすいような福祉的配慮のある整備を行うことが、すべての住民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方にに基づき、道路、公共施設の整備等において、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。

施策3-6 医療

- 各地域、世代の住民が安心して質の高い医療を受けることができるよう、五戸総合病院を核として、町内の医療機関との連携による地域医療体制の充実を図ります。
また、正しい病院のかかり方やかかりつけ医について、住民への普及啓発を図ります。
- 高度医療等については、広域医療機関との連携による医療体制の確保に努めます。

施策3-7 保険・年金

- 国や制度の動向を踏まえ、国民健康保険の健全な運営とともに、国民年金社会や生活保護といった社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。



施策3-1 健康・保健衛生

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(健康・保健衛生)

- 誰もが健康で安心して暮らすために、こころとからだを守る健診や健康相談体制の充実、成人に対する各種検診の未受診者対策等、住民それぞれの世代に応じた健康づくりを「第2次健康五戸21」に基づいて取り組む必要があります。
- 高齢化の進展や医療費の増加、生活習慣病の増加等により、健康寿命を伸ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるためにも、子どもの食育をはじめ、高齢者の介護予防等、早期から健康的な生活習慣を身につけ、世代にあった健康づくりに段階的、継続的に取り組むことが重要となっています。
- 本町では、住民の各種健診、母子保健、予防接種、食生活改善等の保健サービスの実施とともに、住民の参画を仰ぎながら健康づくりに取り組んでいます。
また、自殺対策と地域全体の心の健康づくりにも取り組んでいます。
- 国では、医療費の増大を抑制するため、平成18年に医療制度改革関連法の改正を行い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者（町）に対して、平成20年度から生活習慣病に関する特定健診及び特定保健指導を実施することを義務づけました。
- 本町においても、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病の予防とともに、高齢期において要介護の状態に陥ることを未然に防ぐ介護予防等、予防を重視した健康づくりに取り組んでいます。
- 今後も、住民一人ひとりの健康づくりに対する意識を高めるとともに、住民の定期健診受診の習慣化に努める必要があります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、住民が自身の健康をきちんと把握し、健診（検診）を受診しています。
- 世代に合った健康づくり、生活習慣病の発症予防と重症化予防を進め、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいます。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

3-1-1：健康づくりの推進

- 広報・啓発活動の推進や教室・講座の開催等により、心身の健康に対する正しい知識の普及や健康意識の高揚を図ります。

3-1-2：健康診査と保健指導の充実

- 健診未受診者の解消を図るため、健診体制及びサービスの充実を図るほか、受診の大切さを知ってもらうなど、多くの住民が受診しやすくなる環境づくりに努めます。
- 特定保健指導については、食生活の改善や運動の習慣化を図り、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者の減少に努めます。

3-1-3：歯科保健事業の充実

- 歯や口腔の健康保持増進のため、口腔衛生に対する知識の普及や歯科健診や健康教室等の予防事業を推進します。

3-1-4：母子保健の充実

- 地域で安心して子育てができるよう妊娠期からの健診・個別支援をはじめ、母子健康手帳の交付、乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談、養育支援訪問等、各種事業の一層の充実に努めます。

3-1-5：精神保健の充実

- 精神保健に関する知識の普及と心の健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、事業の充実に努めます。

3-1-6：感染症対策の充実

- 各種予防接種についての情報提供と接種勧奨を行い、接種率の向上に努めます。
- 新型インフルエンザ等の感染症に備え、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、感染拡大を最小限にとどめるための対策を講じます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・一人ひとりが生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- ・年1回は各種健診を地域ぐるみで積極的に受けましょう。
- ・地域、事業所内で健康づくりの取り組みを進めましょう。
- ・感染症に関する知識を高め、予防に努めましょう。

施策3-2 高齢福祉

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(高齢福祉)

- わが国では、団塊の世代が高齢期を迎える平成37年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。
- 本計画期間には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）に近づくため、住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域資源を有効に活用しながら、介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築を団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を目途に整備を図っていくことが求められています。
- 今後、認知症発症の可能性の高い高齢者が増加することを踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症への地域の理解とともに、認知症高齢者に対応したサービス提供や権利擁護の推進、一人ひとりの状況に応じた適切なサポートにつなげる仕組みづくり等が求められます。
- 高齢化が進行する中で、介護や医療を必要としない時期を延ばしていくためには、日頃からの健康への配慮や生活習慣病予防が重要であり、介護予防においては、「対象者の効率的な発見」、「活動への参加促進」、「継続的な支援の仕組みづくり」が求められます。
- 本町においても高齢者数は増加しており、これに伴う寝たきりや認知症等により、介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、家族介護力の低下等が進んでおり、介護を必要とする高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は、引き続き町全体の大きな課題となっています。
- このため、高齢者福祉及び介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進、健康づくりの推進に一層取り組む必要があります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 高齢者が、介護予防に取り組みながら、住み慣れた地域で元気に暮らしています。
- 介護が必要になっても在宅で暮らせる地域包括ケア体制の整備が進んでいます。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

3-2-1：高齢者の生きがいづくり

- 高齢者のひきこもり防止や健康増進に向けた交流の場づくりによって、生きがいを持って暮らすことができる事業を推進します。
- 元気な高齢者が、自身の持つ経験や知識、技能を発揮し、就労や地域で活躍できる機会づくりに努めます。

3-2-2：保健福祉サービスの推進

- 高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連機関の連携強化のもと、健診・保健指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

3-2-3：介護予防の推進

- 高齢者に対する介護予防活動を実施し、介護予防への取り組みの定着を図ります。
- 予防給付のうち、訪問介護・通所介護については、平成29年度末までに地域支援事業の形式に見直し、新しい介護予防・日常生活支援総合事業として実施します。
- 町内の温泉施設等を活用した通所による介護予防事業を実施し、高齢者の外出機会の創出とともに、健康チェックなどを取り入れた介護予防を推進します。

3-2-4：認知症の理解と啓発の促進

- 認知症であっても自宅で生活が送れるよう、認知症の方と家族を見守りサポートができる地域づくりを目指し、認知症に対する理解と啓発を促進します。
- 元気な高齢者への介護予防事業や地域活動等を通じて、認知症の原因とその予防、適切な介護のあり方等に関して、正しく理解できる方法で周知します。

3-2-5：地域包括ケア体制の整備

- 地域の高齢者の総合相談窓口として、日常生活の支援、相談、状態や意向の把握、情報の提供等が集約される地域包括支援センターの機能充実を図ります。
- 平成37年を目途に介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の段階的な整備を進めます。

3-2-6：高齢者が住みよいまちづくりの推進

- 関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、地域での見守り活動等、住み慣れた地域での生活を支援するなど、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

3-2-7：介護保険制度の運営・サービスの適正化

- 高齢者福祉施策及び介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、要介護認定審査、苦情への適正な対応、総合的な推進体制の強化を図ります。
- 介護保険サービスについては、適切なサービスの質・量の確保に努めるとともに、今後高齢化を踏まえ、在宅で安心した支援を受けられるよう、サービス基盤の整備に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・長年培った経験や知識、技術を活かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。
- ・自身の健康・体力を維持し、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- ・地域で高齢者を見守り、みんなで助け合いましょう。
- ・悩みや生活での困りごとがあれば、身近な方や地域包括支援センターに相談しましょう。

施策3-3 障がい福祉

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(障がい福祉)

- 障がい者を取り巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等に伴い大きく変化しています。

近年では、これまでの「措置による障がい者福祉」から「自立を支援する障がい者福祉」へ転換しましたが、今後は、障がいのある人に対する自立支援に加え、地域社会での共生や*社会的障壁の除去、差別や偏見のない、支え合う地域社会へ向けた支援に取り組んでいくことが求められます。

*社会的障壁：

障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものを指します。

- 在宅での自立支援に向けては、障害者総合支援法に基づく、就労や日中活動支援に重点を置いた取り組みを進めていますが、社会的、経済的な課題や心身のハンディキャップにより、自立に向けた地域社会での生活は未だ難しい面もあり、地域での理解や支え合い等の充実と自立に向けた社会参加を促す支援体制が必要です。
- 障がいのある子どもに対しては、健診等による障がいの早期発見、療育とともに、可能な限り自立を選択し、町内で安心して就学できるよう、子ども一人ひとりの育ち、進む方向等について支援する必要があります。
- 本町では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、障害福祉サービスや障がいの早期発見のための保健・医療サービス、さらには社会参加や就労の促進に向けた施策等、地域社会の中で自立した暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいます。障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。
- 今後は、障害者計画及び障害福祉計画に基づき、障がいへの理解とともに、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくり等、障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送っています。
- 障がいについての住民の理解が進み、交流や社会参加の機会が増えています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

3-3-1：相互理解の促進

- 障がいを持つ人と持たない人がともに生きる社会環境づくりを目指す*ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発活動や教育の充実を図ります。

*ノーマライゼーション：

高齢者や障がいのある人等、ハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す考え方です。

3-3-2：障がい者の社会参加の促進

- 障がい者の社会参加の拡充に向けて、情報提供、移動支援、コミュニケーション支援等の充実を図ります。
- 関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発等、福祉的就労機会の充実に努めます。

3-3-3：障害福祉サービスの充実

- 障がいの種別や程度に応じた多様なニーズに対応するため、居宅介護、重度訪問介護、短期入所等の障がい者福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、制度周知・相談体制の充実を図ります。

3-3-4：療育体制の充実

- 障がいの早期発見、早期対応をするために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携のもと、総合的な療育支援体制の確立を図ります。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 障がいについて理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- ・ 暮らしの中で困ったことがあったら、行政や相談事業者等へ相談しましょう。
- ・ イベントや行事を開催する際は、障がいのある人等、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

施策3-4 子育て支援

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(子育て支援)

- わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。
本町にとって重要な目標となっている子どもの健やかな育ちは、町にとって最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりに向けて、取り組みを強化していく必要があります。
- 核家族化や地域に子育て家庭が少ないこと等により、子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱く家庭の増加が懸念されることから、子育てのニーズへの対応といった次代の担い手である子どもを町全体で支える取り組みが必要です。
- 本町においては、地域での子育て家庭の減少、核家族化や共働き家庭の増加等に伴い、保育料の半額化や乳幼児（乳児～小学校就学前）の医療費助成、子育て支援サービスの充実、育児相談、情報提供に努めています。
さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援等、各種の子育て支援施策を推進してきました。
- 今後は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された新たな子育て支援制度に基づき、子育て支援サービスの充実や保育園、幼稚園、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化等、保護者の就労障害の解消を図り、子育て中の親が安心して子育てができるようにするための支援やサービスの充実を図る必要があります。
また、保健事業と連携し、健診、予防接種や生活指導等の充実を図り、母子が心身ともに健康で、安心して子どもを生み育てる支援体制を図ることが求められます。
- 子どもの幸せを第一に考えた支援を行うためには、ひとり親家庭等の家庭環境を的確に把握し、不安を抱える家庭に対する相談支援や自立に向けた支援が必要となります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 地域で子どもたちの成長を見守り、子どもや子育て家庭を支援するなど、安心して子どもを生み育てる地域づくり、支援が広がっています。
- 保健活動や子育て支援が充実し、子どもを安心して生み育てられる環境、親子でともに成長できる環境が整備されています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

3-4-1：総合的な子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき各種の施策を展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

3-4-2：子育て支援サービスの充実

- 子育て家庭の働き方や暮らし方等による多様なニーズに対し、必要な支援を利用できるように、保育園や幼稚園、放課後児童クラブ等、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

3-4-3：子どもと親の健康の増進

- 安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援や育児不安の解消、母子の疾病予防・健康の保持増進を目的とした母子保健活動の強化に取り組み、子どもと親の健康の増進を支援します。

3-4-4：相談体制の充実

- 育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して生み育てられるよう、地域子育て支援センターや健診等での相談・支援体制の充実を図り、子育て不安の解消に努めます。
- 子育て家庭の親は子どもの発達成長の段階に応じて、様々な悩みや不安を抱えます。このようなことから、親だけが悩みや不安を抱え込むことがないように、適切な相談・情報提供等を通じて家庭における子育ての力を高めます。

3-4-5：要保護児童等への対応の推進

- 関係機関・団体との連携のもと、児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実等、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 家庭では、保護者や家族が協力し合い、愛情を持って子育てを行いましょう。
- ・ 母子の健康状態を把握するためにも健診は積極的に受診しましょう。
- ・ 地域、事業所等、地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- ・ 子どもの事故防止、防犯等のためにも、地域で子どもを見守りましょう。

施策3-5 地域福祉

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(地域福祉)

- 地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下等が指摘される中で、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、住民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的に参画する地域福祉の推進が不可欠です。
- 今後、少子高齢化はさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等や地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。
そのため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。
- 地域福祉を担う人材の確保に向けては、地域福祉への住民意識の醸成とともに、生涯学習活動や地域活動等、様々な機会を通じて、地域福祉リーダーとして活動する人材の発掘、育成を図り、児童・生徒についても世代間交流や福祉教育等により、地域福祉の重要性を学習する機会を創出していくことが重要です。
- 生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度です。
現在も関係機関と連携し、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めていますが、引き続き、低所得者の経済的自立と生活意欲の高揚に向け、これらの取り組みを継続して実施していく必要があります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 多くの住民が地域でともに支え合う意識を持ち、地域福祉活動に取り組んでいます。
- 身近な地域での課題に対して、支援するボランティア等、地域活動の担い手が育っています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

3-5-1：地域福祉意識の醸成

- 地域と学校の連携やイベント等地域における交流の場づくり、見守り等、人と人の絆、福祉への理解促進により、思いやりのある地域づくりに向けた意識の向上を図ります。

3-5-2：支え合いの仕組みづくり

- 安心して福祉サービスを適切に利用できるよう情報の提供や相談体制を確保するとともに、特に冬期や災害時に求められる「自助」、「共助」、「公助」が相互に作用する支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

3-5-3：見守り・生活支援体制の構築

- 高齢者等への生活支援サービスの提供や交通手段の確保、地域団体が行う声かけや訪問等の「見守り」を通じて、高齢者等の安否確認を行う体制の構築に努めます。

3-5-4：社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

3-5-5：福祉活動の人材育成

- 地域福祉を支える担い手の育成や研修等への参加を促進するとともに、ボランティア団体や地域活動団体との連携等による地域福祉活動を推進します。
- 高齢者・退職者の知恵や技能を生かした社会参加活動の推進や※コミュニティビジネス等の支援に努めます。

※コミュニティビジネス：

行政システムや市場メカニズムだけによる取り組みでは解決が難しい地域の課題に対し、地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて継続性ある事業を行い、解決を図る取り組みです。

3-5-6：世代間交流の機会づくり

- 地域での顔の見える関係を深めるとともに、幅広い年齢層が福祉活動に関わるようにしていくため、世代間で交流する機会づくりを進めます。

3-5-7：生活困窮者への支援

- 町内で、様々な理由から生活が困難となっている住民の自立を支援する視点から、生活保護制度等に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて、就労による経済的自立と生活支援を進め、自立を促進します。

3-5-8：福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、福祉のまちづくりを推進します。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 一人ひとりができることから地域活動に参加し、地域福祉を実践しましょう。
- ・ 民生委員・児童委員やボランティア等が連携して地域福祉に取り組みましょう。
- ・ 福祉ボランティアやNPOを組織し、自らの地域福祉を推進しましょう。

施策3-6 医療

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(医療)

- 年齢に関わらず、病気やケガに対する備えは、地域での暮らしに不可欠なものです。こうした中で、本町の主要な医療機関である五戸総合病院は、総病床数174床、診察科目9科を有し、町内のみならず、五戸地方の医療の中核を担っており、町内の民間医院との病診連携や、八戸市立市民病院、八戸赤十字病院、十和田市立中央病院等、周辺病院と連携を図り、より良い医療サービスの提供に努めています。
- 高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、医師確保とともに、町内外の医療機関との連携による地域医療体制の充実を図る必要があります。

特に今後は、地域包括ケアの推進に向けて、在宅医療との連携、退院患者の在宅復帰に向けた支援等を行う必要があります。
- 保健・医療・福祉施策においては、重大な疾病等に陥ることがないように予防に重点を置いた取り組みが進んでいます。

住民においても、定期的に健診（検診）を受ける、かかりつけ医を持つなどの予防を心がけ、重大な疾病等に陥ることを防ぐことも重要となっています。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 近隣市町村との広域的な連携により、安心できる地域医療、救急医療体制が備わっています。
- 保健・医療・福祉の連携により、在宅で安心して暮らせる環境づくり、活動が進んでいます。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

3-6-1：地域医療体制の充実

- 多様化する医療ニーズに対応するため、町内外の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。
- 疾病等の状況に応じた適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医の普及を図ります。

3-6-2：休日及び夜間医療体制の安定化

- 広域的連携のもと、休日及び夜間医療体制の安定化に向けて、医療従事者の確保等、医師会との連携を図ります。

3-6-3：保健・医療・福祉の連携強化

- 町の保健活動、各種健診（検診）を通じて、対象者を早期に発見し、治療につなげる体制や介護・医療・予防・生活支援・住まいが連携した切れ目のない支援を提供する「地域包括ケア」の構築等、引き続き、保健・医療・福祉の連携強化に努めます。
- 地域で様々な疾患を持った患者が等しく在宅医療を受けることができるよう、五戸総合病院における在宅医療機能を強化するとともに、町内医療機関及び介護事業所等、多様な機関との連携を図り、在宅医療の充実を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・健康管理のためかかりつけ医を持ちましょう。
- ・医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。
- ・自身の健康に心がけ、健診を積極的に受診し、疾病予防の意識を持ちましょう。



施策3-7 保険・年金

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(国民健康保険・後期高齢者医療)

- 国民健康保険事業は、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、医療技術の高度化や高齢化の進行等により医療費は増大し続け、その運営は極めて厳しい状況にあります。
こうした中、国では増大する医療費の抑制に向け、平成20年度から、40歳からの被保険者を対象とする特定健診・特定保健指導等の実施が医療保険者に義務づけられています。
- 今後は、国や制度の動向を踏まえ、医療費の適正化や収納率の向上等、事業の健全運営に向けた取り組みを進めるほか、高齢者医療制度の見直しへの適切な対応に努める必要があります。

(国民年金)

- 国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要な不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、制度に対する住民の理解をさらに深めていく必要があります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 住民の保険・年金制度に対する理解が深まり、適正な保険・年金制度が運営されています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

3-7-1：国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の健全な運営

- 特定健診・特定保健指導等の健診費用の無料化にする等、被保険者の自主的な健康づくりを推進するとともに、医療費の適正化に努めます。
- 広報・啓発活動の推進や適正な税率の設定、滞納対策の強化による保険税収納率の向上を図るなど、安定的かつ健全な制度運営に努めます。

3-7-2：国民年金制度の啓発

- 無年金者、低年金者をなくすため、公的年金制度の重要性を周知し、きめ細やかな相談窓口対応の充実を図ります。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・健康で快適な生活が送れるよう健康管理に努めましょう。
- ・国民健康保険・国民年金等の制度の趣旨を理解し、納付義務を果たしましょう。

第4章 五戸の未来を創造する人と文化を育むまち (教育・文化分野)

1 教育・文化を取り巻く状況（現況と課題）

社会や経済が発展し、個々の暮らし方や価値観が多様化する社会において、住民が様々な機会を通じて、自身を磨く学習活動に取り組むことは、まちづくりの根幹となる地域や次代を担う人材の育成を図るとともに、住民同士の交流を深める重要な取り組みです。

本町では、これまでの学校統合をはじめとする将来を担う子どもたちへの教育環境の整備を、また、各学校や地域では、少子化の中にあっても、子ども一人ひとりの個性を大切にされた教育への取り組みが進められています。

生涯学習や生涯スポーツにおいては、町立公民館、歴史みらいパーク（図書館）、倉石コミュニティセンター、ひばり野公園、屋内トレーニングセンター、スポーツ交流センター、倉石スポーツセンターを拠点とした生涯学習や生涯スポーツ活動に取り組んでいます。

また、地域文化においては、町内に縄文時代等の遺跡が数多く存在しているほか、古代から馬産地であり、藩政時代には代官所があった町として栄えた歴史があり、これまで先人が築いてきた貴重な郷土資料を収集し保存に努めています。

こうした生涯学習や生涯スポーツ、地域文化の継承、保存については、少子高齢化の影響もあり、今後は参加者や担い手が十分に確保できず、活動の停滞等も懸念されますが、引き続き、住民のニーズに応じた活動の実施や人材の育成に取り組む、充実を図っていく必要があります。

2 各施策での取り組み指針

施策4-1 幼児・学校教育

- 児童・生徒が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、幼児教育や学校教育の教育環境の充実を図ります。
- 安全で安心な子どもの居場所づくりに向けて、みんなで子どもを守り育てる社会環境づくりを進めます。
- 閉校後の小学校施設等の利活用については、地域の意向を踏まえ、多様な活用を検討します。

施策4-2 生涯学習

- 生涯にわたる学習意欲に応えるために施設の充実を図り、各種研修・講習・学習会を積極的に開催します。
- 生涯学習活動を通じて、新たな知識の習得や人との出会いの場となるよう、住民の学習ニーズへの柔軟な対応や気軽に楽しめる環境づくりに努めます。

施策4-3 スポーツ・レクリエーション

- 住民がそれぞれの年齢、趣味、体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、指導者の育成や施設・設備の改修等、安全に利用できる環境づくりを進めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、住民同士の交流機会となるよう、気軽に参加できる機会づくりに努めます。
- 住民が自身の健康づくりの一環として行うことができる年齢層に応じた生涯スポーツの普及促進に努めます。

施策4-4 地域文化の振興

- 本町の自然、歴史、文化等の郷土に関する文化財の保護に努めるとともに、先人が残した郷土の貴重な文化財を地域資源として有効活用できるよう保護体制の充実を図ります。
- 学校教育・生涯学習活動を通じて、地域の文化や歴史に対する住民の関心を高める取り組みを推進し、町内の地域文化と郷土芸能を後世に残す取り組みを支援します。



施策4-1 幼児・学校教育

■ 施策を取り巻く環境 ■

(幼児・学校教育)

- 子どもが、確かな学力、豊かな人間性、健康、体力といった「生きる力」を身につけ、本町の未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。
- 生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の教育の充実、特別支援教育の充実、食育の充実に努めるとともに、安全対策強化のための学校施設整備等、総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。
- 全国的な少子化傾向は本町でもみられ、児童数・生徒数は年々減少を続けており、学級数減少による空き教室の増加や設備の老朽化等、教育環境の低下が懸念されています。
そのため、本町では平成25年4月に倉石地区の3小学校を統合（名称：倉石小学校）、さらに、平成26年4月には、蛭川、豊間内、浅田地区の3小学校を五戸小学校に統合し、複式学級を解消するための教育環境の整備・充実に努めています。
- 今後は、児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を最大限に伸ばし、生きる力と夢を育む教育を進めるとともに、地域で子どもが安全で安心して活動できる支援体制や放課後の居場所づくり、健全育成活動を推進していく必要があります。

■ 施策のめざす姿 ■

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、特色ある幼児・学校教育に取り組んでいます。
- 子どもの健やかな成長に向けて、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいます。

■ 施策での取り組み ■

4-1-1：幼児教育の充実

- 基本的な生活習慣を身につけることを基本に、子どもの成長に応じた一人ひとりの個性や豊かな心を育むことの大切さといった発達や学びの連続性を踏まえ、保育園、幼稚園等の特色を活かしながら、教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上を図り、幼児教育の充実に努めます。

4-1-2：学校教育の充実

- 学力の向上、豊かな人間性の育成、健康・体力の増進と個性や創造性を伸ばすことを基本に、少人数学習を推進し、個に応じた指導方法の工夫改善に努めるほか、国際化、情報化や環境教育等、時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。
- 次代を担う人に育てていくため、子どもの個性や地域の特性を生かし、各学校の創意工夫による特色ある教育活動を推進します。

4-1-3：道徳教育の充実

- 今後改訂される国の学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導体制や家庭・学校・地域の連携などの環境を整備し、命の尊さを理解し、思いやりの心を育む道徳教育を推進します。

4-1-4：食育の充実

- 地域の安全安心な食材を学校給食に活用し、地産地消の取り組みを推進するほか、「馬肉汁」等の地域の伝統食や行事食を取り入れるなど、食育の充実を図ります。
- 地域の農産品が学校給食で使用される機会等に合わせた出前講座やバイキング給食等を通じて、子どもたちが正しい食生活と地域の味に親しめるよう取り組みます。

4-1-5：家庭・地域と連携した学校づくり

- 学校・幼稚園が教育活動や運営状況を積極的に公開するとともに、保護者や地域住民の意見やニーズを反映させるよう学校評議員を活用し、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる学校づくりを推進します。

4-1-6：放課後の居場所づくり・青少年育成運動の推進

- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の連携により、子どもの放課後の安全な居場所を確保し、健やかでたくましい子どもの育成に努めます。
- あいさつ運動等を通じて、地域ぐるみで青少年を守り育てる環境づくりを進め、青少年の健全育成に努めます。

4-1-7：子どもの安全確保

- 自然災害を含めた防災や防犯、交通安全への教育、意識啓発に努めます。
- 登下校時におけるあいさつや声かけ等、地域ぐるみで子どもの見守りを進め、子どもの安全確保に努めます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 幼児教育や学校教育について理解し、必要に応じて参加、協力しましょう。
- ・ 家庭では、子どもと学校のことなどについて話しましょう。
- ・ 子どもの犯罪被害や事故等の防止に向けて、地域全体で子どもを見守りましょう。

施策4-2 生涯学習

■ 施策を取り巻く環境 ■

(生涯学習)

- 少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由時間の増大等を背景として、心の豊かさや自分らしさの発見等、豊かな生活を送るために、生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。
- 本町には、町立公民館・歴史みらいパーク（図書館）・倉石コミュニティセンター等の社会教育関連施設があり、これらの施設を中心に社会教育活動に取り組んでいます。
特に、平成10年に開館した図書館は、県内町村立図書館では最大の規模と蔵書数を有し、貸出冊数は全国平均を上回るなど、高い利用率を誇っています。
- 今後は町内の社会教育関連施設を有効活用し、社会教育が身近に感じられ、気軽に楽しめる環境づくりが重要になると考えられます。
そのためには、関連施設の充実に努め、住民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

■ 施策のめざす姿 ■

- 社会教育関連施設が積極的に活用され、学習機会を通じて、ふれあい、交流が生まれています。
- 住民の生涯学習での成果が、本町の様々なまちづくりの場面で活かされています。

■ 施策での取り組み ■

4-2-1：社会教育関連施設の充実

- 社会教育活動の拠点となる町立公民館・歴史みらいパーク（図書館）・倉石コミュニティセンター等の利用者ニーズに応じた運用とともに、必要な設備の修繕等を行い、施設の有効活用を図ります。

4-2-2：生涯学習プログラムの整備と提供

- 各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、公民館講座・活動を中心に町民大学等、多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。

- 広報紙や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実を図るほか、住民の社会参加を支えるため、社会教育関連施設へ通う際の移動手段を確保する等、活動の促進に努めます。

4-2-3：指導者の育成と団体等の活動支援

- 様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援と各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

4-2-4：若い世代が参加しやすい社会教育の実施

- 若い世代が参加しやすいよう、若い世代の興味・関心が高そうな講座や親子で参加し、子どもと一緒に体を動かすことができる講座など、若い世代や子育て家庭が親子で参加しやすい学びの場づくりに努めます。
- 若い世代の社会教育活動のリーダーとなる人材やグループの育成・支援に努め、社会教育の活性化を図ります。

4-2-5：学習成果の活用

- 住民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす*生涯学習社会の実現のために、イベント等での発表等、学習の成果を活用する場を確保し、住民の学習意欲の向上に努めます。
- 生涯学習活動のリーダーとなる人材を継続的に育て、リーダーの世代交代を図りながら様々な機会と活動場面で「知」の共有、継承がなされ、地域社会やまちづくりに還元されるような仕組みづくりを進めます。

*生涯学習社会：

教育基本法に基づき、住民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のことです。

■ 住民や地域に期待する役割 ■

- ・ 新たな知識・技術を学ぶ機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- ・ 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に活かしましょう。

施策4-3 スポーツ・レクリエーション

■ 施策を取り巻く環境 ■

(スポーツ・レクリエーション)

- 本町の社会体育活動は、学校でのクラブ活動のほか、学校開放、ひばり野公園、屋内トレーニングセンター、スポーツ交流センター、倉石スポーツセンターの施設において、体育協会が活動の調整役を担い、スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいますが、スポーツ種目並びにスポーツ人口も減少の傾向にあり、活動の停滞等が懸念されます。
- 小渡平公園は、天然の芝生と桜の名所として、グラウンドゴルフや住民憩いの場として親しまれており、近隣市町村からの観光客も増加してきており、地域の交流の場となっています。
- 本町には、スポーツ少年団、五戸町スポーツクラブといった活動団体があり、様々な世代がスポーツ活動を通じて、地域住民が心身ともに豊かな生活を送ることができるよう、住民の健康や体力の増進、競技力向上、そしてコミュニケーションの場として活動しています。
- 本町の特徴の1つでもあるサッカーについても、ひばり野公園サッカー場が県内で初めて日本サッカー協会公認の人工芝グラウンドとして認定され、合宿等で利用されています。
また、ひばり野公園陸上競技場では、JFL（日本フットボールリーグ）の公式戦が開催されるなど、サッカーの振興に取り組んでいます。
- 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりが求められており、特に近年は、生涯にわたって、年齢や体力に応じた活動が行える環境での健康づくり、生涯スポーツの推進が重要となっています。
- 今後は、各スポーツ施設・設備の整備を計画的に進めていくとともに、各種スポーツ団体の育成、指導者の確保、生涯スポーツの推進等により、スポーツ・レクリエーション活動の充実を進めていくことが求められます。

■ 施策のめざす姿 ■

- 自身の体力や年齢に応じたスポーツ活動に励んでいます。
- スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康や生きがいづくり、地域間の交流につながっています。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

4-3-1：多様なスポーツ活動の普及促進

- スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進し、住民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めます。
- 各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容及び運営体制の充実を図り、気軽に参加できるスポーツの環境づくりに努めます。

4-3-2：指導者の育成・確保

- 住民のニーズに対応した指導者や大会等において運営支援となるボランティアの育成・確保に努めます。

4-3-3：スポーツを楽しむ環境の整備

- 老朽化や安全性に対処するとともに、住民のニーズに対応した施設の充実・整備を行います。
- 健康づくり活動等と連携を図りながら、生涯スポーツ（ニュースポーツ、レクリエーションスポーツ等）に対応したスポーツ指導者の確保により、誰もがスポーツを楽しむ環境の整備を図ります。
- 応急手当や救急救命講習を実施し、住民が安全にスポーツ活動を楽しめる環境づくりを進めます。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・ 年齢・体力に応じて、定期的にスポーツ活動に取り組みましょう。
- ・ イベントや各種スポーツ大会の運営や競技へ積極的に参加しましょう。



施策4-4 地域文化の振興

■ 施策を取り巻く環境 ■

(地域文化の振興)

- 人々の価値観がますます多様化する中で、郷土の歴史、文化へ触れる機会は、地域への愛着を深めるとともに、新たな仲間づくりや交流を生む機会となるため、地域での様々な活動を通じて文化の継承を図っていく必要があります。
- 本町には、縄文時代等の遺跡が数多く存在しているほか、古代から馬産地であり、藩政時代には代官所があった町として栄えた歴史があります。
現在まで先人が築いてきた貴重な郷土資料を収集し、保存に努めていますが、より効果的な活用を図るために、展示施設等の整備のほか、郷土の歴史・文化を伝える貴重な建造物等の文化財の有効活用、積極的な保存対策が望まれます。

■ 施策のめざす姿 ■

- 地域の伝統や文化に誇りを持ち、保存・継承に向けて、取り組んでいます。
- 様々な文化財が地域の資源として、観光や交流に活かされています。

■ 施策での取り組み ■

4-4-1：保存団体、指導者の育成

- 各種保存団体の育成・支援に努めるとともに、伝承のための指導者やボランティアの育成・確保を図り、住民の保存・継承活動の一層の活発化を促します。

4-4-2：文化財の保存活動の推進

- 本町に関係する歴史資料や文化財の整理収集に努め、文化財の適切な保存活動を推進します。

4-4-3：文化財の活用

- 文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、展示施設等の整備のほか、啓発活動や講座の開催等、文化財に対する住民の意識の向上を図ります。
- 本町の歴史的な有形・無形文化財について、観光資源としての活用を図ります。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。
- ・五戸まつりや地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の保存・継承に取り組みましょう。



第5章 安定した行財政運営による持続可能なまち (行財政運営分野)

1 行財政を取り巻く状況（現況と課題）

本町では、合併以降も自立した行財政運営、住民協働による透明度の高い、健全なまちを目指し、財源の確保や効率的な行財政運営に取り組んでいます。

今後も多様化する行政需要に対応した行財政運営を図るために、町行政は従来にも増して、質の高い行政サービスを提供するとともに、住民とともに考え、住民参加の開かれた行政の推進や信頼される職員を育成するとともに、行財政基盤の安定化を図り、次の世代への活力を築くことが重要です。

そのほか、生活圏の拡大、地域課題や社会ニーズが複雑化・多様化する中で、本町では、八戸地域広域市町村圏事務組合を構成する8市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）が、八戸圏域定住自立圏を形成し、それぞれの地域特性や魅力を磨き、互いに有する機能を有機的に連携させ、広域的に施策を展開しています。

本構想において、本町は、中心市である八戸市と医療・福祉・産業振興等、10の政策分野について定住自立圏形成協定を締結しています。

2 各施策での取り組み指針

施策5-1 行財政運営

- 将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため、行政改革に取り組み、自主財源の確保や財源の効率的な活用による健全な財政運営に努めます。
- 職員の資質の向上に取り組み、住民の満足度の高い、信頼される行政運営を目指します。

施策5-2 広域行政・広域連携

- 八戸圏域定住自立圏構想に基づき、近隣市町村との連携による魅力あふれる定住自立圏の形成を目指します。
- 広域で実施することで住民サービスの向上や効果的な事業については、近隣市町村が相互に有する機能を有機的に連携させ、機能性の高い広域行政を推進します。

施策5-1 行財政運営

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(行財政運営)

- 地域のことは地域が自ら考え決定し、その財源・権限と責任も自らが持つことが求められる中、これからは住民と協働しながら自らの進むべき方向を決定し、具体的な施策を実行していく運営能力が求められています。
- 本町では、庁内の機構改革をはじめ、歳出の削減、事務事業の整理合理化、情報化の推進等による効率的、計画的な行政運営に努めるとともに、職員の資質向上にも努めています。
- 今後も、これまでの行政サービスを維持しながら、持続可能な行政運営を進めていくために、財政改革を計画的かつ積極的に推進していく必要があります。
- 全国において公共施設の老朽化対策が課題となっており、国から公共施設等総合管理計画の策定が要請されています。
今後、公共施設等総合管理計画の導入に向けて、すべての施設について現状の確認と将来のあり方についての検討が必要です。
- 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」が公布され、今後、個人番号の利用（マイナンバー制度）が開始されることに伴い、特定個人情報の確認、個人情報保護条例の改正及び独自利用のための条例制定等が必要となります。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 収支のバランスがとれた健全な行財政運営が図られています。
- 親切でわかりやすく、質の高い行政サービスが提供されています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

5-1-1：健全な行財政運営の推進

- 限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを行い、徹底的な節減・合理化を図ります。
- 財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業の重点化・差別化等を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を推進します。

- より効率的で効果的な行財政運営が行えるよう、指定管理者制度等による民間活力の活用など、行政サービスのさらなる向上に取り組みます。

5-1-2：自主財源の確保

- 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上や公共施設等の利用者の増加及び維持管理コストの縮減、職員の意識向上等に努め、自主財源の確保に努めます。

5-1-3：ふるさと納税の推進

- ふるさと納税の制度や特産品による各種PRの強化により、ふるさと納税を利用した寄附による本町への関心や応援者の増加に努め、町外在住の多くの方々にまちづくりへの参画を図ります。

5-1-4：公共施設の現状把握と将来のあり方の検討

- 財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指し、すべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理するための公共施設の現状把握と将来のあり方について検討を進めます。

5-1-5：マイナンバー制度に関する検討

- 住民の利便性を高め、行政事務を効率化し、公平・公正な社会を実現することを目的とした社会基盤整備として、マイナンバー制度の運用等についての検討を進めます。

5-1-6：職員の能力向上

- 職員一人ひとりの持つ能力や個性を活かし、組織力の拡充を図るために、職員研修計画を策定し、様々な研修を通じて、職員の意識や能力の向上に努めます。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・行政との懇談会等に積極的に参加し、町の行財政改革について理解を深めましょう。
- ・住民や事業者は、町の財政状況について関心を持ちましょう。

施策5-2 広域行政・広域連携

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(広域行政・広域連携)

- 交通網や情報通信網の発達に伴い、住民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、様々な施策分野において、広域的な行政間の連携と交流がますます重要になっています。
- 本町では、八戸地域広域市町村圏事務組合（消防・特別養護老人ホーム・介護認定審査・広域計画策定等）、三戸郡福祉事務組合（知的障がい者施設）、十和田地区環境整備事務組合（し尿処理）、十和田地域広域事務組合（ごみ処理）等に参加し、行政遂行の合理化に努めています。
また、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実に努めるとともに、自立に必要な経済基盤の整備・促進に向けた、八戸圏域定住自立圏を形成し、中心市である八戸市と医療・福祉・産業振興等、10の政策分野について定住自立圏形成協定を締結しています。
- 今後も、広域的な対応が可能な事務・事業、近隣市町村とともに行うことの方がメリットの大きい業務については、引き続き広域で連携して取り組み、効率的な行政運営を推進していくことが求められます。
また、イベント交流等の広域的に行うことで効果が上がることが期待される取り組みについても近隣市町村や関係団体との連携を図ることが重要です。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 近隣市町村等と連携し、広域的な行政課題に効率的かつ効果的に対応しています。
- 八戸圏域定住自立圏構想に基づき、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実が図られています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

5-2-1：近隣市町村との連携による広域行政の推進

- 広域行政におけるサービスの安定化を図るため、近隣市町村との連携・協力のもと、それぞれの特性を活かした機能分担や共同処理等について検討し、より効率的な行財政運営を推進します。

5-2-2：八戸圏域定住自立圏による近隣市町村との連携

- 八戸圏域定住自立圏構想に基づき、内陸型工業の集積を指向するとともに、八戸市や周辺町村との関連を強化して、五戸地方における中核的役割を果たしていくことを目指します。
- 既存の広域連携のほか、広域的な対応が効果的な事業について、引き続き様々な分野での連携の検討を図ります。
- ドクターカーの効率的な運用を図り、救急医療にとって重要な病院での診療前の救護や病院間での医療連携等、「切れ間のない医療」に取り組みます。

■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■

- ・ 広域化のメリットが発揮できるよう、参加・協力しましょう。
- ・ 町を越えた近隣市町村への協力や活動に取り組みましょう。



第6章 五戸の未来をともに考え行動する 共創（協創）のまち（住民協働・地域活動分野）

1 住民協働を取り巻く状況（現況と課題）

少子高齢化、ひとり暮らし高齢者の増加等、時代の変化によって地域の課題や住民の価値観、要望も多様化しており、今後の人口減少等に伴う集落機能の低下をはじめとした複雑化する地域の課題に対して効果的に対処していくためには、これまでの行政の役割を見直したり、住民の自発的な取り組みを促進していくことがますます重要になってきています。

こうした中で、本町では住民参加の開かれた行政を目指し、「五戸町まちづくり基本条例」を制定し、集落ごとに地域づくり活動に取り組んでおり、活動のさらなる推進に向けて、住民参加や協働の推進の在り方等について、知恵を出し合いながら、住民と行政が互いを良きパートナーとして協働によるまちづくりをさらに推進していくことが求められています。

また、こうした協働によるまちづくりや地域コミュニティ活動を担う人材の育成を図るとともに、地域や家庭で男女がお互いの権利を尊重しながら協力し、支え合える男女共同参画社会を築いていく必要があります。

2 各施策での取り組み指針

施策6-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり

- 住民自らによる支え合う意識を醸成し、各集落での自治活動のあり方を検討し、地域コミュニティ活動を推進します。
- 「五戸町まちづくり基本条例」に基づき、住民と行政がそれぞれの役割を担い、協力し合いながら、集落における課題解決を行う協働体制のさらなる強化に努めます。

施策6-2 人権・男女共同参画

- 家庭や地域、職場において男女共同参画意識の浸透や仕事と生活の調和の実現を図り、誰もがいきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
- いじめや虐待等、あらゆる人権問題の解決に向けて、教育や意識啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

施策6-3 地域間交流

- 学校教育等を通じて、多文化との共生の視点から、国際化に対応する人材の育成を図ります。
- 近隣市町村との多様な住民の主体的な地域間交流を推進します。



施策6-1 地域コミュニティ・協働によるまちづくり

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(自治会活動)

- 地方分権が進展するとともに、財政状況が一層厳しさを増すことが予想される中で、ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・運営していくためには、これまで以上に住民参画、住民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。
 一方で少子高齢化や核家族化、生活様式の変化等により、地域の相互扶助機能の低下がみられるなど、地域コミュニティ（集落）の活性化、機能の強化が大きな課題となっています。
- 近年目立ちつつある人口減少や高齢化の著しい集落では、生活・産業・文化面等における集落の持つ多面的機能が低下し、集落自体の維持が困難な状況もみられ、集落の活性化対策が望まれます。
- 今後の自治会活動では、地域福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成等、地域課題を住民が共有し、地域に合ったきめ細やかな取り組みの実践が期待されます。

(協働によるまちづくり)

- 時代の変化によって地域の課題や住民の価値観、要望も多様化してきており、人口減少等に伴う集落機能の低下をはじめとした複雑化する課題に対して効果的に対処していくためには、これまでの行政の役割を見直したり、住民の自発的な取り組みを促進していくことがますます重要になってきています。
- 本町では、「五戸町まちづくり基本条例」を制定し、行政・住民がそれぞれの果たすべき役割と責任を分担し、相互に補完、協力して行う協働によるまちづくりに取り組んでいます。
- 町からの広報は、広報紙のほか、ホームページ、ケーブルテレビ等において、多様な媒体を利用して情報を伝えており、今後は各広報媒体の特徴や受け取る側の利用状況などを把握し、効率的な情報提供に務める必要があります。
- 今後は、協働による活動のさらなる推進に向けて、参加と協働の推進の在り方や手法について、創意・工夫が必要となります。
- 地域住民が主体的に地域課題の解決に向けて、地域の人材や資源などを活用することにより、コミュニティビジネスとして地域における新たな産業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域の活性化につながることも期待されています。

■ 施策のめざす姿 ■

- 住民が主役となって「協働のまちづくり」が進んでいます。
- 自治会活動を通じて地域の連帯感が深まり、地域課題の解決へ向けた取り組みが実践されています。

■ 施策での取り組み ■

6-1-1：コミュニティ意識の高揚・住民参加の推進

- 地域コミュニティの重要性、実際の地域活動の状況等について把握し、活動拠点施設の計画的な改築、整備を行い、地域活動や各種行事への参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。
- 住民と町がそれぞれに果たすべき役割を担う協働まちづくりのさらなる推進に向けて、各種行政計画の策定における委員等の一般公募、パブリックコメント、住民アンケート等の住民参加を推進します。

6-1-2：集落対策の推進

- 集落における生活機能の低下が心配される地域には、地域づくりの活動を支援するとともに、その他集落にあっても、地域の実情に応じた対策を講じ、将来にわたり安心して生活できる集落の形成に努めます。

6-1-3：広報・広聴活動の充実

- 広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に住民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、懇談会等による意見聴取や各種団体における広聴活動等、住民と行政の相互のコミュニケーションを推進します。
- 本町の魅力を発信するため、ケーブルテレビを活用し、五戸チャンネルによる広報を実施します。

6-1-4：まちづくりに係る人材育成、活動支援

- 多様な住民団体・ボランティア・NPO等各種住民団体の自主的な活動を育成・支援のほか、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。
- とともに支え合い安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、見守りや子育て支援活動等、様々な地域活動の支援を図ります。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・町の広報紙やホームページ、五戸チャンネル等、町政に関する情報の把握に努めましょう。
- ・住んでいる地域に関心を持ちましょう。
- ・地域での活動に積極的に参加しましょう。



施策6-2 人権・男女共同参画

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(人権問題・虐待)

- 人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。
一方で、現代社会においては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等への差別や偏見等、様々な人権問題が存在しているほか、近年では、インターネットによる人権侵害等、社会の情報化に伴い、新たな課題も生じています。
- 児童虐待や配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）が深刻な社会問題となり、それぞれ虐待や暴力を防止する法律が制定され、相談・指導等、問題解決のための支援を行っています。
- 高齢者や障がいのある人等への虐待（身体的・心理的・性的・経済的・養護放棄）も全国的な問題となり、虐待防止へのネットワークを構築し、早期発見、解決へ取り組んでいます。

(男女共同参画)

- あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的・計画的に男女共同参画社会の形成を図るために、「男女共同参画基本計画」に基づく施策の推進が求められます。
また、広報・啓発活動による男女の固定的な役割分担意識の解消に努め、それぞれの個性と能力を活かせる社会づくりを推進します。
- 働く女性、共働き世帯など、ライフスタイルや価値観は多様化しています。
また、子育てや介護等、仕事と生活を両立できる働き方を望む人も増えており、仕事と、子育てや介護をはじめとする生活を両立するために、男性も女性も今までの働き方を見直し、バランスのとれた暮らし方、「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要となっています。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 住民一人ひとりが人権意識を高め、互いを認め合う社会が形成されています。
- 家庭や地域、職場において男女共同参画への意識が浸透し、一人ひとりの個性と能力を発揮した活力あるまちづくりへの取り組みが進んでいます。

— ■ ■ 施策での取り組み ■ ■ —

6-2-1：人権教育、人権啓発の推進

- 性のあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍等にかかわらず、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発を推進します。
- 様々な体験活動での人間的なふれあいや道徳教育を通して、いじめの防止、様々な人権意識を育みます。
- インターネット掲示板上の書き込み等、社会の情報化に伴う新たな人権侵害についても、様々な機会を通じて啓発を行います。

6-2-2：男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の形成に向け、その指針となる男女共同参画計画に基づく取り組みを推進します。
- 家庭や地域、職場において男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、政策・方針決定の場への女性参画の拡大等に取り組みます。

— ■ ■ 住民や地域に期待する役割 ■ ■ —

- ・差別やいじめ、虐待等の人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。
- ・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょ。
- ・事業所では、性別にとらわれない職場や仕事と生活が調和できる労働条件の整備に努めましょ。

施策6-3 地域間交流

■ ■ 施策を取り巻く環境 ■ ■

(国際交流)

- 情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が進んでいます。
- 本町では、ALT（外国語指導助手）を活用した外国語教育による国際感覚を持った人材の育成のほか、昭和58年にフィリピンのバヨンボン町と、平成9年に韓国の沃川郡と姉妹都市を締結し、五戸町国際交流協会と協力しながら国際化に対応した人材育成のため、産業・文化・スポーツ等、様々な分野での交流活動を展開しています。
- 三沢米軍基地とは、主に五戸町国際交流協会を通して様々なイベントやパーティー、ホームステイ等、子どもたちが相互理解を深める交流も積極的に行っています。

(地域間交流)

- 国内や近隣市町村をはじめ、町内集落間等、町内外における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められます。
- 広域行政を行う近隣市町村や八戸圏域定住自立圏の市町村は、生活圏や生活課題等について共通することも多いことから、事業間での連携体制を図るだけでなく、住民同士の交流や関係団体の地域間交流を活発に行い、相互の理解を深めつつ、ともに地域の発展へ協力し合うことも重要です。

■ ■ 施策のめざす姿 ■ ■

- 国際感覚を備えた住民が増え、町内で様々な国際交流の輪が広がっています。
- 近隣市町村の住民間、関係団体間の交流を通じて、より広い視点で地域の発展を考える機会が増えています。

■ ■ 施策での取り組み ■ ■

6-3-1：国際化に対応した人材の育成

- 学校教育や生涯学習における外国語教育や国際理解教育の充実を図り、国際化に対応できる人材の育成を図ります。

6-3-2：国際交流の推進

- 五戸町国際交流協会と協力しながら、産業・文化・スポーツ等を通じて国際交流を推進します。
- 産業を通じた技術的な交流等、地域性を活かした国際交流の活性化を目指します。

6-3-3：多様な地域間交流の促進

- 近隣市町村との交流、住民レベルでの交流等、多くの住民が交流を経験できるよう、住民主体の交流活動を展開します。

■ 住民や地域に期待する役割 ■

- ・ 国際交流や地域間交流に積極的に参加し、外国文化や交流する地域文化への理解を深めましょう。





資

料

編

五戸町総合振興計画審議会委員名簿

五戸町教育委員会	教育委員長	高村 國 昭
五戸町農業委員会	会 長	○ 三 浦 房 雄
五戸警察署	署 長	井 畑 清 一
三八地域県民局地域連携部	部 長	花 田 隆 裕
五戸町消防団	団 長	川 村 浩 昭
五戸町商工会	会 長	◎ 金 澤 孝 吉
五戸町国際交流協会	副 会 長	米 沼 英 一
五戸町観光協会	会 長	丸 山 一
五戸町連合婦人会	会 長	赤 坂 きよみ
五戸町社会福祉協議会	会 長	鳥谷部 志 郎
八戸農業協同組合	代表理事組合長	佐々木 福 栄
くらいし地域振興協議会	会 長	本 田 和太郎
五戸町文化協会	会 長	宮 一 雄
五戸町体育協会	副 会 長	大 西 幾 美
五戸町保健協力員会	会 長	三 浦 浩 子
移 山 寮	代 表	大 西 一 男
学 識 経 験 者	前五戸小校長	尾 崎 官 一
ひばり野自治会	会 長	鈴 木 次 男
町 職 員	副 町 長	鳥谷部 禮三郎

◎審議会会長 ○会長職務代理者
団体名・職名については、H27.2.20現在

第2次五戸町総合振興計画（案）について（諮問）

五企振第183号
平成26年10月21日

五戸町総合振興計画審議会
会長 金澤孝吉様

五戸町長 三浦正名

第2次五戸町総合振興計画（案）について（諮問）

第2次五戸町総合振興計画（案）について、貴審議会の意見を求め
ます。

第2次五戸町総合振興計画（案）について（答申）

平成27年2月20日

五戸町長 三浦正名様

五戸町総合振興計画審議会
会長 金澤孝吉

第2次五戸町総合振興計画（案）について（答申）

平成27年10月21日付け五企振第183号で諮問のあった表記の件について、
審議会の意見は下記のとおりです。

記

第2次五戸町総合振興計画基本構想（案）及び基本計画（案）は妥当な
ものと答申します。

五戸町総合振興計画「まちづくりワークショップ」メンバー

保健・健康部会	五戸町社会福祉協議会事務局長	竹原敬之
	五戸町老人クラブ連合会会長	三浦順平
	五戸町身体障害者福社会会長	手倉森 齊
	五戸町民生委員児童委員協議会会長	川村國芳
	五戸町子育てメイト連絡協議会会長	金澤和子
	みゆき保育園主任保育士	新井山 啓子
	前五戸総合病院事務局長	前田一馬
教育・文化部会	五戸町社会教育委員	山部篤志
	五戸町連合PTA副会長	丸山 忠
	五戸町小・中学校校長会会長	柳町靖彦
	五戸町文化協会五蘊書道会会長	佐々木 政司
	五戸町文化財審議委員	大久保 日出男
	五戸町体育協会グラウンド・ゴルフ協会員	工藤裕児
	五戸町国際交流協会事務局長	佐藤久治
産業部会	五戸町商工会事務局長	村上 悟
	五戸町観光協会事務局員	鈴木千花子
	(有)三浦鐵工所代表取締役	三浦光明
	農事組合法人くらしし代表理事組合長	田中 淳一
生活・環境部会	博労町自治会会長	向山 裕
	五戸地区防犯指導隊副隊長	菊池重幸
	五戸町交通安全母の会副会長	安部真里子
	五戸警察署次長	高橋浩幸
	五戸町消防団副団長	類家利光
	五戸町連合婦人会副会長	江渡まき

団体名・職名については、H26.9.4現在

第2次五戸町総合振興計画

平成27年11月 発行

発行者 五戸町役場
編 集 企画振興課
〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1
電 話：0178-62-2111（代表） FAX：0178-62-6317
町ホームページ：http://www.town.gonohe.aomori.jp
印 刷 株式会社 秀栄社印刷
青森県三戸郡五戸町字中道7-1 電 話：0178-62-2317

